

ふじみ野市総合振興計画
後期基本計画
(案)

平成24年8月

ふじみ野市

第2回ふじみ野市総合振興計画審議会 資料
日時：平成24年8月30日(木) 14時～
場所：本庁舎5階執行部控室

目 次

I 序論	1
第1章 計画策定の目的	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の構成と期間	2
第2章 ふじみ野市の概要	3
1 位置・地勢	3
2 土地利用	3
3 人口と世帯	4
4 産業	6
第3章 基本構想の概要	9
1 まちづくりの基本理念	9
2 ふじみ野市の将来像と10の視点	10
3 施策の大綱	11
4 将来人口	11
第4章 市民の意向	12
1 市民意識調査の結果	12
第5章 計画推進のために	16
1 「参画と協働」による計画の推進	16
2 「地域経営」による計画の推進	16

Ⅱ 後期基本計画 17

大綱Ⅰ	スリムで効率的な協働のまちづくり	19
政策1	市民とともに歩むまち（市民参加・協働）	20
政策2	計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち（計画推進）	26
政策3	組織風土改革が進んでいる市役所（総務）	34
政策4	市民の利便性を高めるまち（市民生活）	38
大綱Ⅱ	健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり	46
政策5	人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち（地域福祉、子育て支援、障がい福祉）	47
政策6	誰もが健康でいきいきと暮らすまち（保健・医療、高齢者福祉、社会保障）	54
大綱Ⅲ	夢のある心豊かな学びのまちづくり	62
政策7	次代を担う子どもたちが健やかに育つまち（学校教育）	63
政策8	ともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち（生涯学習）	68
大綱Ⅳ	安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり	78
政策9	一人ひとりが輝きふれあえるまち（地域・人権・交流）	79
政策10	安全に暮らせるまち（安全・安心）	86
大綱Ⅴ	環境と共生する活力あふれるまちづくり	100
政策11	次世代の環境を意識したまち（環境）	101
政策12	活力があり働きやすいまち（産業）	111
大綱Ⅵ	個性が輝く融和したまちづくり	120
政策13	魅力と暮らしやすさがあふれるまち（都市空間）	121
政策14	誰もが快適で住み続けたいくなるまち（生活基盤）	126

I 序論

第1章 計画策定の目的

1 計画策定の目的

平成17年10月、上福岡市、大井町の1市1町が合併し、ふじみ野市が誕生しました。この合併前に策定した新市建設計画にもとづく、平成29年度を目標年次とした「ふじみ野市総合振興計画基本構想」および平成24年度を目標年次とした「前期基本計画」を策定し、「自信と誇り そして愛着のあるまち ふじみ野」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちの個性や特色を生かしたまちづくりを進めてきました。

この間、社会経済情勢は絶えず変化し、雇用や暮らしにも深刻な影響を及ぼすとともに、少子高齢化や人口減少の加速化、地球環境保全に対する意識の高まり、価値観の多様化、そして平成23年の東日本大震災を契機とした危機管理に対する重要性の高まりなど、本市を取り巻く環境は大きく変動しています。

また、地域主権がますます進展するなかで、本市も自主・自立性の高い市をめざして行政システムの変革が求められています。

このような状況を踏まえ、平成24年度をもって前期基本計画の計画期間が終了することから、前期基本計画を継承・発展させ、新たな視点と発想を加えた、すべての市民にわかりやすい、今後5年間のまちづくりの方向性と進むべき目標を明らかにする計画として、後期基本計画を策定するものです。

2 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」および、別に定める「実施計画」から構成されています。

基本構想は、平成20年度から平成29年度を計画期間として、まちの将来像を設定し、そのための基本方針と施策の大綱を示すものです。

基本計画は、将来像と基本方針の実現を図るための個々の政策・施策を体系的・具体的に示すものです。個別の計画、事業などはすべてこの基本計画に即して進めることとなります。

■計画の構成

基本構想（平成20年度～平成29年度）

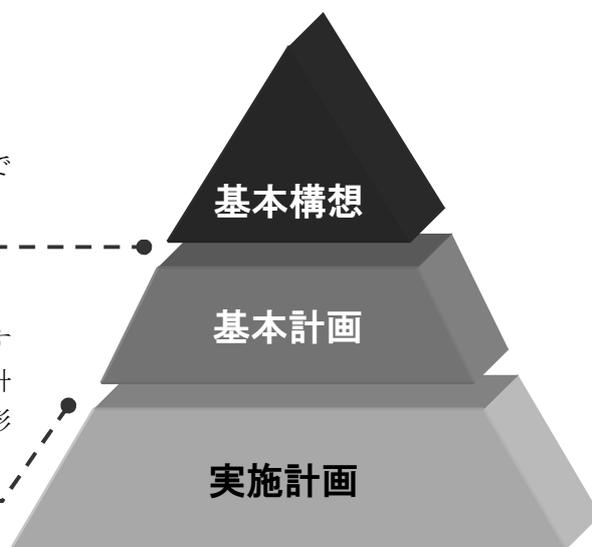
基本構想は、目標年次を展望して市の将来像を示し、その実現を図るための施策の大綱を明らかにするものです。

後期基本計画（平成25年度～平成29年度）

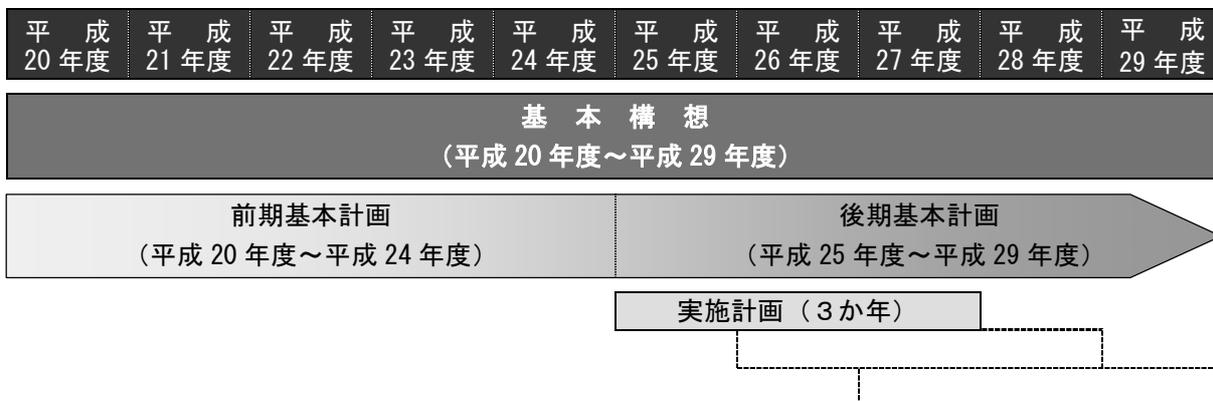
基本計画は、基本構想に示された市の将来像を実現するため、施策の大綱にもとづき必要な課題と施策の方針を示すものです。本計画は、前期基本計画を引き継ぐ形で策定するものです。

実施計画（3か年）

実施計画は、3年間を単位とし、毎年度ローリング方式により事業の見直しを図ります。この計画は、基本計画の施策の方針を受けて、財政計画との整合を図りながら実施すべき事業を定めるものです。



■計画の期間



第2章 ふじみ野市の概要

1 位置・地勢

本市は、都心から30km圏内、さいたま新都心から約10kmに位置し、北と西は川越市、南は三芳町、東は富士見市に隣接しています。

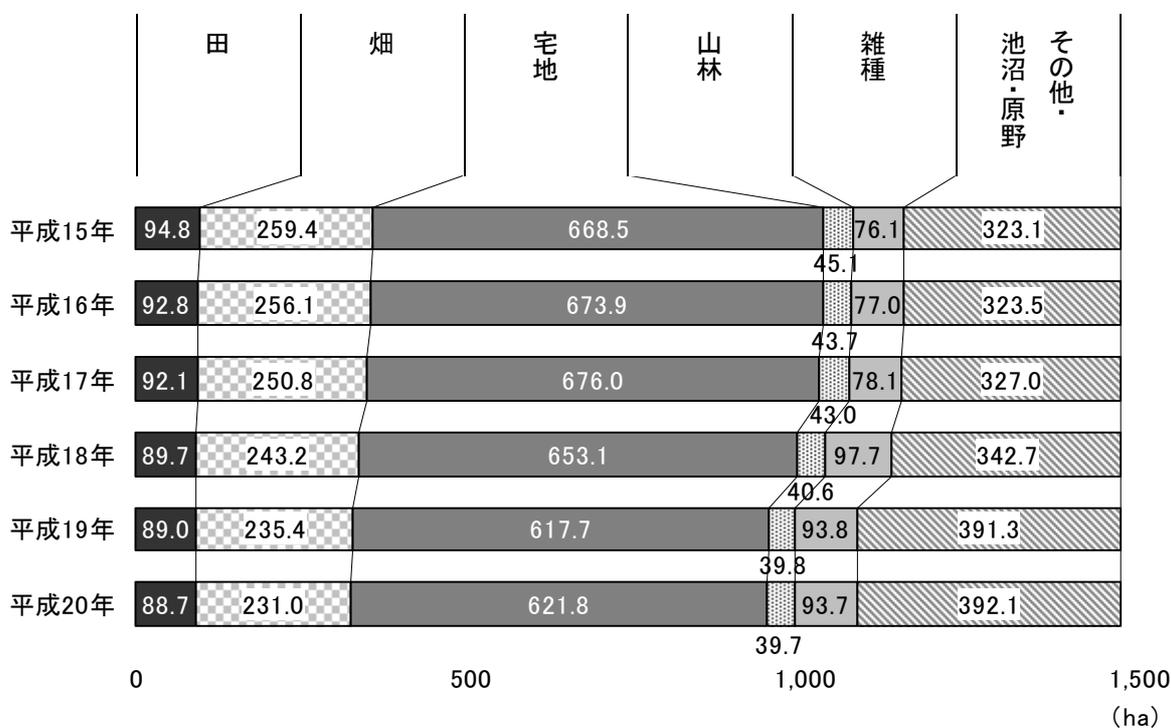
東部には国道254号バイパスが、西部には関越自動車道が、ほぼ中央には川越街道（国道254号）が、それぞれ南北に市を貫いています。これらの道路と並行する形で東武東上線（地下鉄有楽町線と副都心線の相互乗入れ）が走っており、市内には上福岡駅が立地するとともに、隣駅には多くの市民も利用する急行停車駅のふじみ野駅があり、都内への通勤通学に便利な住宅都市を形成しています。

市域は東西7.5km、南北6.0km、面積14,67k㎡で、ほぼ平坦な台地となっているものの、荒川に向かって西から東へは緩やかに傾斜しています。

2 土地利用

本市の地目別面積の推移を見ると、宅地は、平成17年まで増加し、その後平成19年まで減少し、平成20年には増加しています。また、田畑は、減少傾向で推移しています。

図表 地目別面積の推移



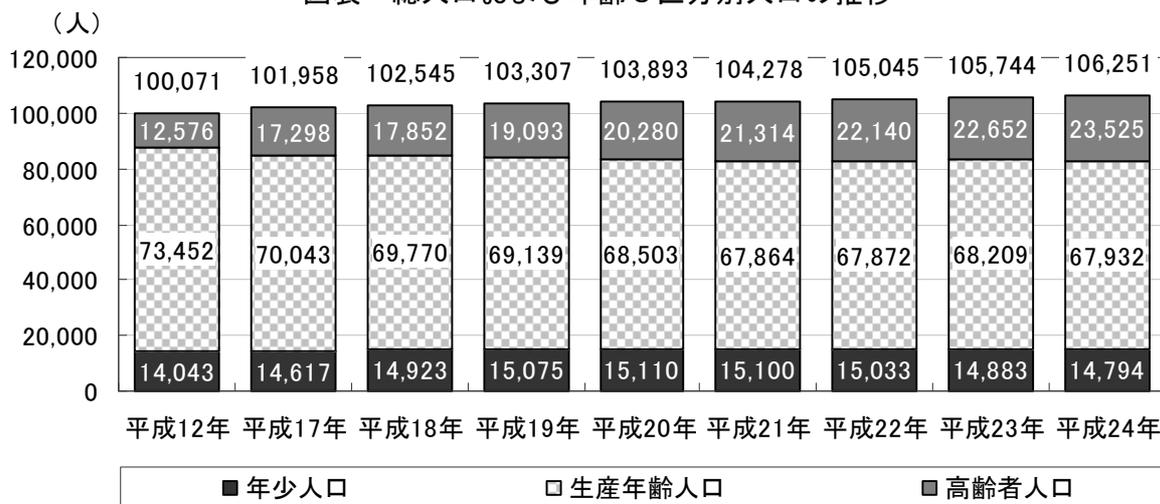
資料：税務課（各年1月1日）

3 人口と世帯

(1) 人口

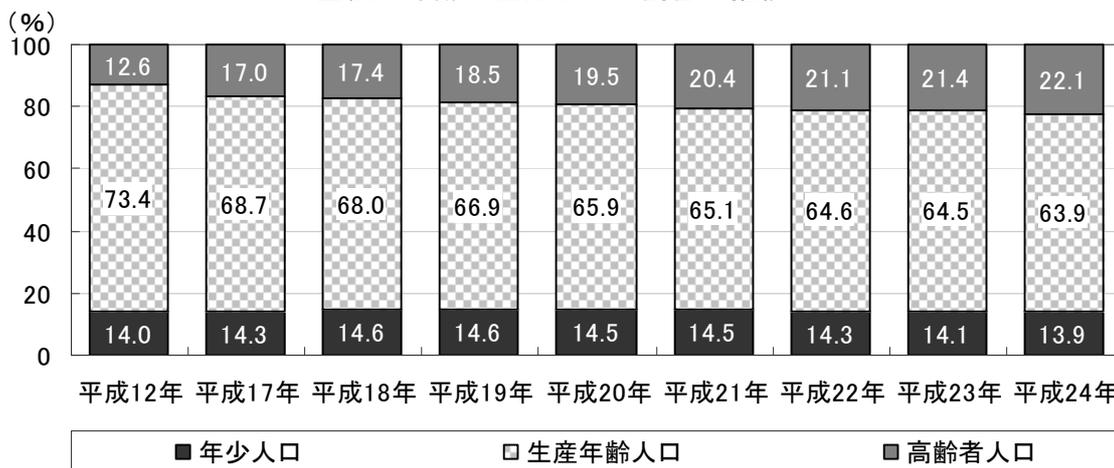
本市の総人口は増加傾向にあり、平成24年4月1日現在で106,251人、この12年間の増加率は約6.2%となっています。その中で、高齢者人口の伸びており、平成21年以降は全体の2割以上となっており、その一方で、生産年齢人口や年少人口は緩やかに減少しており、少子高齢化が進行しつつあることがうかがえます。

図表 総人口および年齢3区分別人口の推移



資料：平成12・17年は国勢調査、平成18年以降は市民課（各年4月1日）

図表 年齢3区分別人口割合の推移

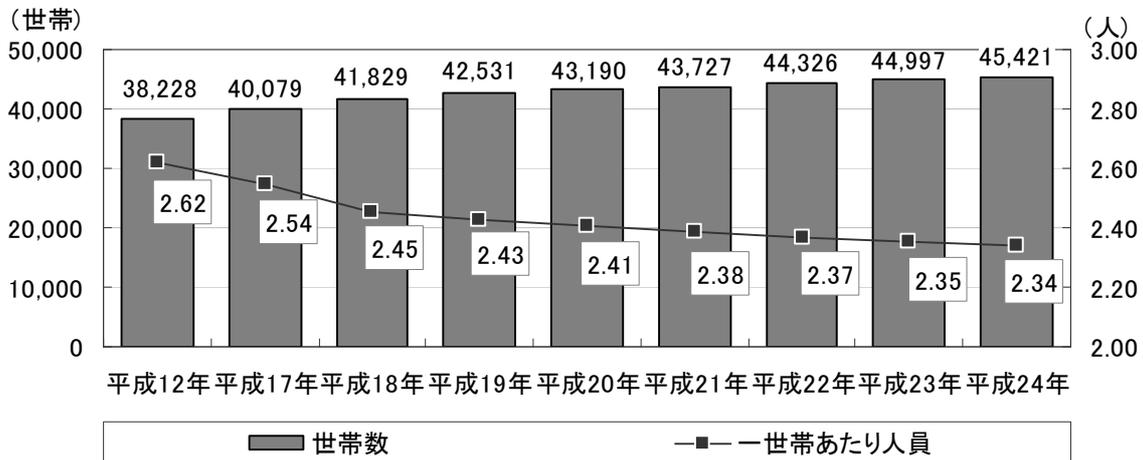


資料：平成12・17年は国勢調査、平成18年以降は市民課（各年4月1日）

(2) 世帯

本市の世帯数は、人口の増加に伴い堅調な伸びを示し、この12年間の増加率は人口増加率を上回る約19%となっています。このため、一世帯あたり人員は減少が続き、世帯の少人数化や核家族化が進行していることがうかがえます。

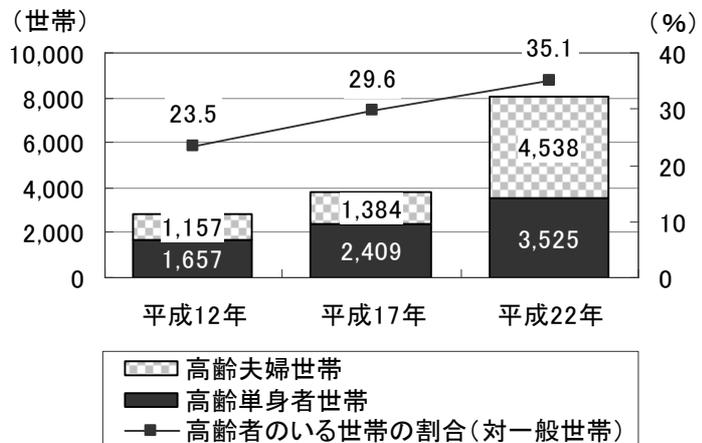
図表 世帯数および一世帯あたり人員の推移



資料：平成12・17年は国勢調査、平成18年以降は市民課（各年4月1日）

図表 高齢者世帯の推移

高齢者のいる世帯について見ると、高齢化の進行に伴い、この10年で10ポイント以上増加しています。特に、高齢単身者世帯の増加率が112.7%、高齢夫婦世帯の増加率が292.3%となっています。



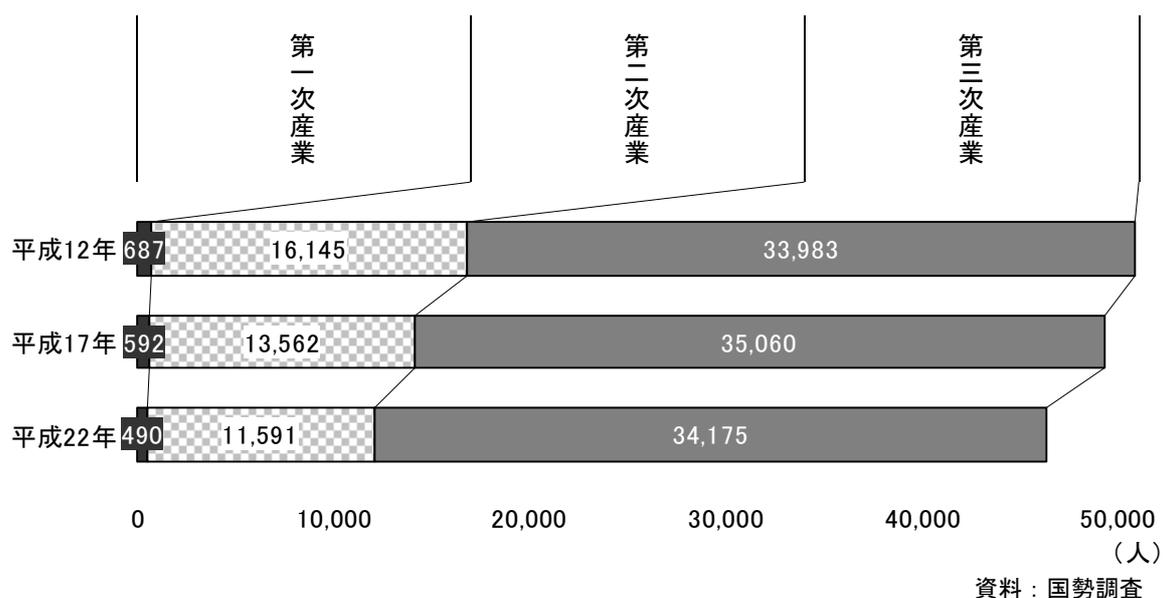
資料：国勢調査

4 産業

(1) 産業全体

本市の就業者数は年々減少傾向にあります。産業別にみると、平成12年から平成22年までの10年間で、第一次産業と第二次産業はともに約30%減少、第三次産業は平成17年にやや増加したものの、平成22年には再び減少に転じています。

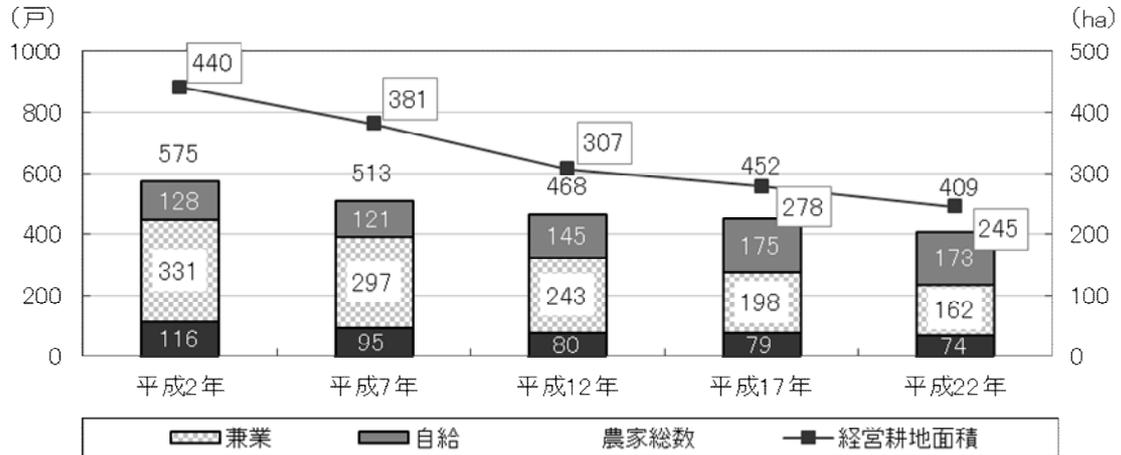
図表 産業別就業者数の推移



(2) 農業

農業の状況については、経営耕地面積と農家数がともに減少しています。農家数では、専業農家と兼業農家の割合が減少し、自給的農家の割合が増加しています。

図表 経営耕地面積および農家数の推移

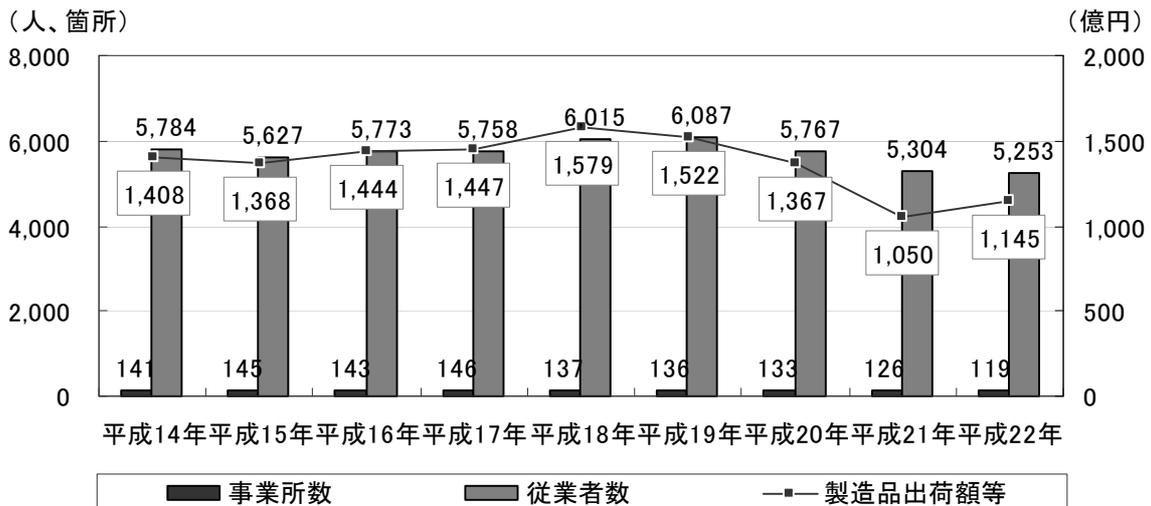


資料：農林業センサス

(3) 工業

工業の状況については、事業所数、従業者数、製造品出荷額等いずれも減少傾向にあります。従業者数と製造品出荷額等は、平成18年まではわずかな伸びを示していたものの、以降は減少に転じ、製造品出荷額等が平成22年に再び増加しています。

図表 事業所数、従業者数および製造品出荷額等の推移

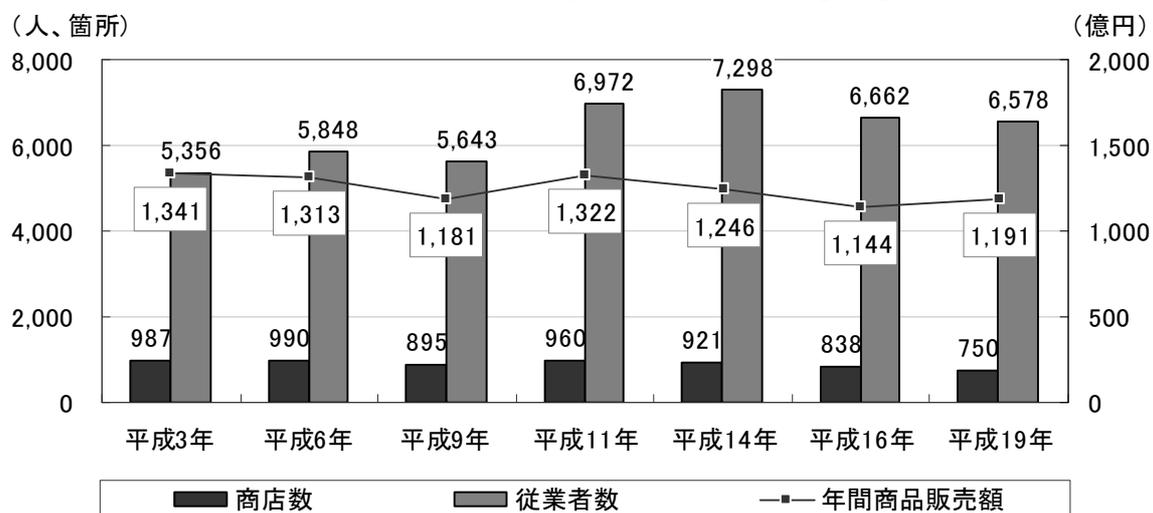


資料：工業統計調査

(4) 商業

商業の状況については、商店数、従業員数および年間商品販売いずれも増減を繰り返しながら推移していることがわかります。

図表 商店数、従業員数および年間商品販売の推移



資料：商業統計調査

第3章 基本構想の概要

1 まちづくりの基本理念

協働と融和

市民・各種団体・事業者・行政が互いに信頼し認め合い、それぞれが自主・自立性や創造性を発揮し、まちづくりの達成感を体感できるよう市民自らが積極的に社会貢献できる環境整備に努めるとともに、個性や歴史・文化を尊重しつつ、新しい文化や価値を創造する、協働と融和を図るまちづくりを推進します。

安心と愛着

ふじみ野市という舞台で営む人の生活や様々な活動が、健康で安心して送れるよう、快適で人にやさしい安心・安全のまちづくりを推進するとともに、ふじみ野市民であることに自信と誇りを持ち、そこからふじみ野市に愛着が生まれ、ふるさと意識が育まれるような魅力あるまちづくりを推進します。

環境と活力

環境との共生を基本に、自然環境の保全と活用を図り、また、地球環境への負荷の低減を図りながら、都市機能の高度化・情報化並びに産業の育成・活性化を図ることで、生活する人、働く人が生きがいを感じられる活力にあふれたまちづくりを推進します。

2 ふじみ野市の将来像と 10 の視点

将来像は、市の将来のあるべき姿を明示するもので、これからのまちづくりの目標となるものです。

本市の将来像は、基本理念「協働と融和」「安心と愛着」「環境と活力」にもとづき、次のように定めます。



この将来像は、市民が、これまでの歴史や文化などを尊重しながらも、今後「ふじみ野市」のまちづくりに携わっていくことで、住んでいることに自信と誇りを持ち、そこからふるさと意識が生まれ、市民にとって愛着のもてるまちになることをめざして定めたものです。

【将来像を達成するための 10 の視点】

将来像を達成するために、今後 10 年間で次の 10 の視点にもとづいて重点的にまちづくりを進めます。

行財政改革の推進	人権尊重意識の高揚	都市の安全の確保	学校、家庭、地域の教育力の向上・養成	安心子育て支援策の充実
シニア社会への対応	健康増進・福祉・地域医療体制の充実	自然環境との共生	魅力ある居住空間の整備	地域経済の再生と活性化

3 施策の大綱

施策の大綱は、将来像を実現するために市が行う各種施策の指針となるもので、以下の6つの大綱に基づいて、施策の体系を形成します。

- I スリムで効率的な協働のまちづくり（行財政運営の分野）
- II 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり（保健・福祉・医療の分野）
- III 夢のある心豊かな学びのまちづくり（教育・文化・スポーツの分野）
- IV 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり（地域社会・市民生活の分野）
- V 環境と共生する活力あふれるまちづくり（環境・産業の分野）
- VI 個性輝く快適で魅力あるまちづくり（都市基盤・生活基盤の分野）

4 将来人口

平成29年（2017年）の市の人口は、120,000人とします。

将来人口 120,000人

この将来人口には、出産や死亡等の自然増減のほか、転入・転出を含む社会増減を反映しています。また、現在具体化されている開発や土地区画整理事業などについては人口増を見込んでいます。

第4章 市民の意向

1 市民意識調査の結果

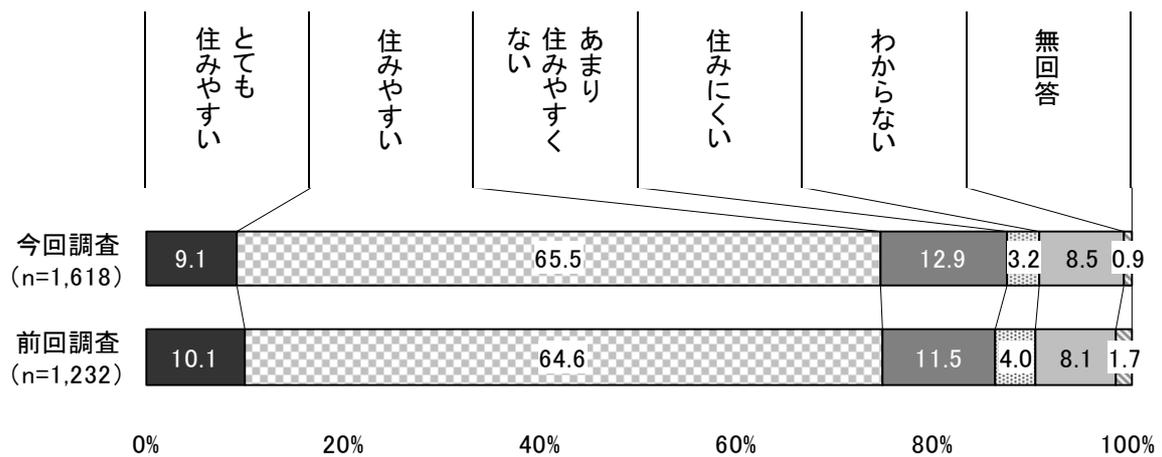
本計画策定にあたり、市民の意見を反映するために、平成24年2月、住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施しました（有効回収数：1,618、回収率：53.9%）。概要は次のとおりです。

また、前回調査については、前期基本計画策定にあたり、平成18年に実施したものです。

(1) 住みやすさ

住みやすさについてみると、『住みやすい』（「とても住やすい」と「住みやすい」の合計）と感じている方が7割を超えており、6年前と同様の傾向を示しています。

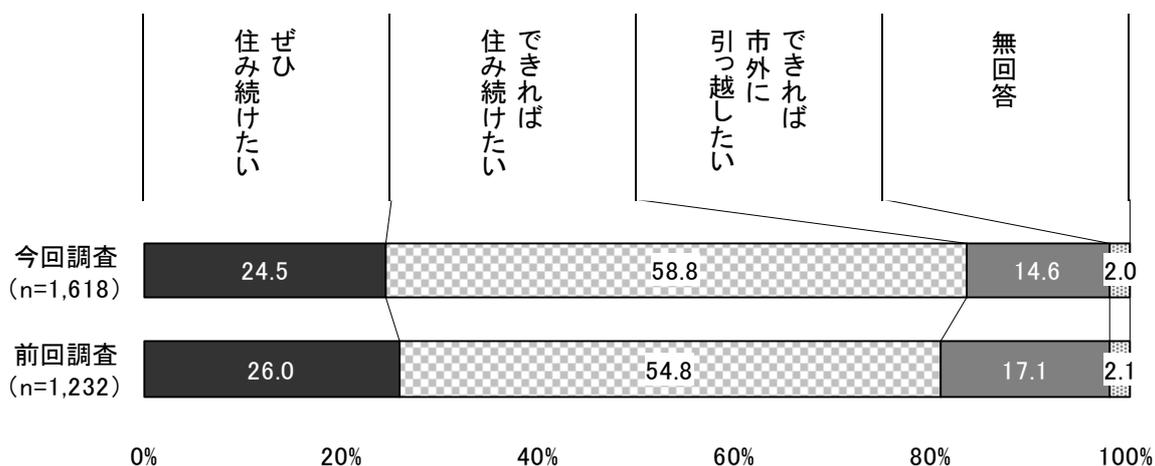
図表 住みやすさについて



(2) 定住意向

定住意向についてみると、『住み続けたい』（「ぜひ住み続けたい」と「できれば住み続けたい」の合計）と感じている方が8割を超えており、「できれば市外に引っ越したい」と考える人がやや減少しています。

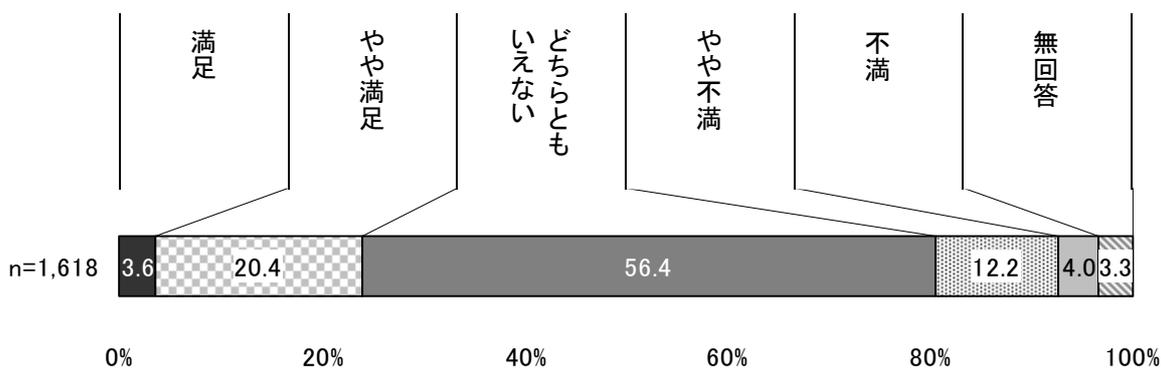
図表 定住意向について



(3) 市政に対する満足度

市政に対する満足度についてみると、「どちらともいえない」が56.4%で半数を超えています。また、「満足」、「やや満足」を合わせると24.0%、「やや不満」「不満」を合わせると16.2%で「満足」が多くなっています。

図表 市政に対する満足度について



(4) 施策別まちづくりの満足度・重要度

前期基本計画期間中の本市のまちづくりの取り組みについて、市民がどう評価しているのかを把握するため、満足度と重要度を5段階で評価してもらい、下記のとおりそれぞれを点数化しました。

<指数の算出方法>

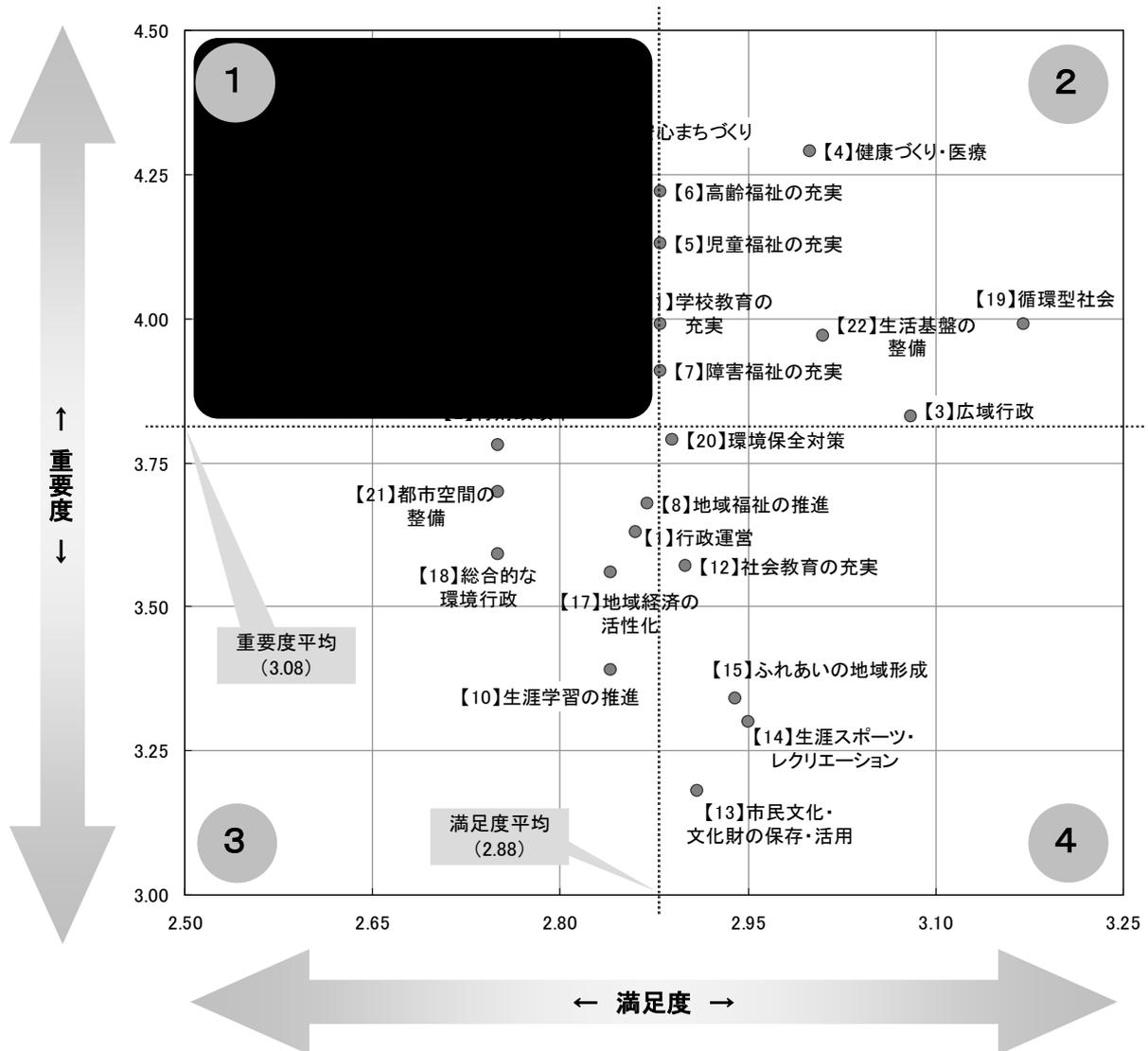
満足度指数：「満足＝5点」、「やや満足＝4点」、「どちらでもない＝3点」、「やや不満＝2点」、「不満＝1点」として回答人数に掛け、回答者の合計（無回答数除く）で除した。指数が5に近いほど満足で、1に近いほど不満であることを示す。

重要度指数：「重要＝5点」、「やや重要＝4点」、「どちらでもない＝3点」、「あまり重要でない＝2点」、「重要でない＝1点」として回答人数に掛け、回答者の合計（無回答数除く）で除した。指数が5に近いほど重要度が高く、1に近いほど重要度が低いことを示す。

次ページの散布図は、横軸の満足度指数、縦軸の重要度指数から、全体の平均値を基準として、市のまちづくりに対する市民の意識を表したものです。ただし、全体の平均値を基準として相対的な評価としており、各項目を明確に区分するものではありません。

1	重要度が高く、満足度が低いため、今後優先的に取り組む必要がある項目
2	重要度が高く、満足度も高いため、今後も継続して取り組む必要がある項目
3	重要度が低く、満足度も低いため、他の項目を優先しながら、満足度を高めていく必要がある項目
4	重要度が低く、満足度が高いため、場合によっては満足度の低い項目に優先順位をつけるなど、検討する必要がある項目

【まちづくりに対する満足度指数と重要度指数の散布図による分析】



第5章 計画推進のために

1 「参画と協働」による計画の推進

将来像の実現に向けたまちづくりを進めるためには、市民が、地域の課題は、自ら考え、自ら解決に向けて行動するまちづくりが求められています。そこで、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会の形成に向け、市民参画の機運を高めるとともに、協働意識の向上を図り、「参画と協働」による計画の推進に努めます。

- (1) 市民にとってわかりやすく親しみやすい計画とするため、記述内容、構成、表現方法などを工夫するとともに、可能なかぎり目標の明確化や成果指標の数値化を図り、年度間における達成状況や成果に成果に基づく検証・評価を公表するなど、わかりやすい計画を目指します。
- (2) 市民の参画と協働により計画の達成度を高めるため、市民意識調査やパブリックコメントなどの実施を行うとともに、情報の公開と共有を図ります。
- (3) 市民ニーズの多様化、新たな市民ニーズ、社会の急速な変化などに柔軟に対応できるように、市民、各種団体、NPO、企業などとの連携・協働・役割分担を図ります。

2 「地域経営」による計画の推進

本計画に掲げたそれぞれの施策実現のためには、限られた財源を最大限有効活用し、本市の実情に合った地域経営を進めることが必要です。

(1) 行政マネジメントシステムの確立

計画策定後における進行管理と評価を有機的に連動させるため、成果指標や活動指標の設定を行います。

- ①「達成すべき目標」を明確に計画上に表記し、行政評価システムの活用による進行管理を行います。
- ②成果指標を設定し、後期基本計画最終年度の目標を掲げ、目指すべきまちの姿を明確にします。

(2) 「選択と集中」による施策の推進

厳しい財政状況を踏まえつつも、活力ある本市の実現に向けた市政運営を展開するため、計画に盛り込む施策については「選択と集中」を図ります。

II 後期基本計画

後期基本計画の体系

政策		施策	
政策 1	市民とともに歩むまち (市民参加・協働)	施策 1	市民との協力体制を構築します (市民参加・協働)
		施策 2	必要な情報を広く発信し、市民の声を反映します (広報・広聴)
政策 2	計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち (計画推進)	施策 3	効率的で効果的な計画行政を進めます (行政経営)
		施策 4	自主・自立した持続可能な財政基盤を構築します (財政)
		施策 5	国・県・周辺自治体と連携した施策を進めます (広域行政)
政策 3	組織風土改革が進んでいる市役所(総務)	施策 6	人材育成と連携した人事管理制度を推進します (人事管理)
政策 4	市民の利便性を高めるまち (市民生活)	施策 7	市民が利用しやすい窓口サービスを進めます (市民窓口サービス)
		施策 8	市民が安心して利用しやすい公共施設にします (市民サービス)
		施策 9	ICTを活用した市民サービスの充実を図ります (情報政策)
政策 5	人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち (地域福祉、子育て支援、障がい福祉)	施策 10	地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます (地域福祉)
		施策 11	子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます (子育て支援)
		施策 12	障がいのあるなしにかかわらず共に暮らせる地域づくりと障がい者の自立と社会参加を進めます (障がい者福祉)
政策 6	誰もが健康でいきいきと暮らすまち (保健・医療、高齢者福祉、社会保障)	施策 13	生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります (健康づくり・医療体制)
		施策 14	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます (高齢者福祉)
		施策 15	安心して暮らせる社会保障制度を運営します (社会保障)
政策 7	次代を担う子どもたちが健やかに育つまち (学校教育)	施策 16	地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます (学校運営)
		施策 17	健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます (学校教育)
政策 8	ともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち (生涯学習)	施策 18	誰もが生き生きと学べる環境づくりを進めます (生涯学習)
		施策 19	人と地域を育む社会教育を推進します (社会教育)
		施策 20	歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます (文化振興)
		施策 21	市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援します (スポーツ・レクリエーション)
政策 9	一人ひとりが輝きふれあえるまち (地域・人権・交流)	施策 22	ふれあいの地域づくりを進めます (地域コミュニティ)
		施策 23	人権を尊重し平和で思いやりのある地域社会づくりを進めます (人権・平和・男女共同参画)
		施策 24	外国籍市民が暮らしやすい環境づくりと国際交流を進めます (多文化共生・国際交流)

政策		施策	
政策 10	安全に暮らせるまち (安全・安心)	施策 25	危機管理体制の整備と災害に強いまちづくりを進めます (危機管理体制・防災)
		施策 26	消防・救急体制の強化を図ります (消防・救急)
		施策 27	防犯体制を強化し犯罪のないまちづくりを進めます (防犯)
		施策 28	交通安全対策を強化します (交通安全)
		施策 29	市民の暮らしに役立つ総合相談窓口を充実します (市民相談)
		施策 30	消費者の被害防止と救済を支援します (消費生活)
政策 11	次世代の環境を意識したまち (環境)	施策 31	環境施策を推進し地域環境に配慮した取り組みを進めます (社会環境)
		施策 32	市民の共有財産である自然環境を保全します (自然環境)
		施策 33	地球温暖化対策など地球環境を意識した取り組みを進めます (地球環境)
		施策 34	資源循環型社会の構築を一層進めます (循環型社会)
政策 12	活力があり働きやすいまち (産業)	施策 35	新たな産業の育成と働きやすい環境を構築します (産業育成・労働環境)
		施策 36	魅力ある農業の推進を図り、地域との共存共栄を進めます (農業)
		施策 37	地域と一体となった商工業の活性化を進めます (商工業)
		施策 38	だれでも、いつでも観光を楽しめる環境づくりを進めます (観光)
政策 13	魅力と暮らしやすさがあふれるまち (都市空間)	施策 39	景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます (土地利用)
		施策 40	魅力にあふれた都市空間の形成を図ります (都市整備)
政策 14	誰もが快適で住み続けたい なるまち (生活基盤)	施策 41	市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます (公園・緑地)
		施策 42	安全で快適な住環境の整備を進めます (住環境)
		施策 43	安全に機能する道路交通体系の充実を図ります (道路)
		施策 44	市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります (公共交通機関)
		施策 45	安全な水道水を供給します (水道)
		施策 46	快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます (下水・浸水)

大綱 I スリムで効率的な協働のまちづくり

〔目標〕

地方分権時代にふさわしい「自己決定・自己責任」の原則に基づいて地域経営を行っていくため、市民や各種団体、事業者などの多様な主体との協働のまちづくりを進めます。

行財政改革を推進し、財政基盤の強化を図り、簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、質の高い行政サービスを提供します。

また、新たな行政課題に対応し、事務の効率化を図るために、広域行政を推進していきます。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策 1 市民とともに歩むまち（市民参加・協働）	市民生活部	総合政策部
政策 2 計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち（計画推進）	総合政策部	総務部
政策 3 組織風土改革が進んでいる市役所（総務）	総務部	総合政策部
政策 4 市民の利便性を高めるまち（市民生活）	総合政策部	総務部 市民生活部

政策 1 市民とともに歩むまち（市民参加・協働）

〔政策に関する現状・課題〕

地域の課題が多様化する中、行政だけではなく、地域で取り組む課題も増えており、また、限られた財源の下で効率的かつ効果的に施策を実施していくためには、多様な主体との連携・協働が不可欠となっています。

本市では、地域コミュニティ活動に対する支援を行ってきましたが、市民活動についてもさらなる活性化に向けた施策の展開が求められています。そこで、協働によるまちづくりを推進していくために、まちづくりに参加する人材の発掘を進め、育成を図ることが求められるとともに、協働のためのルールを明確にするため、自治基本条例などを制定する必要があります。

また、これまでも広報・広聴活動の充実やまちづくり人材登録制度の活用により市民参加を推進してきましたが、今後は、市民の意見を市政に反映する取組みを充実することが必要です。

さらに、開かれた行政を実現するために、個人情報保護に十分留意した情報公開を行うことも求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 市民参加に関する仕組みが確立され、協働の仕組みが構築されている
- * 市民が市政への関心を高め、まちづくりに対して積極的に意見を出している
- * 市民活動を担う人材が育成されている
- * 市民が市政情報を十分に入手している
- * 市民の意見を収集し、施策や取組みに活かしている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策1 市民との協力体制を構築します（市民参加・協働）	協働推進課	改革推進室
施策2 必要な情報を広く発信し、市民の声を反映します（広報・広聴）	秘書広報課	文書・法務課

施策1 市民との協力体制を構築します（市民参加・協働）

主管課	協働推進課
関連課	改革推進室

◆現状と課題

本市では、町会・自治会に対する支援や、市民活動支援センターを拠点とした市民活動に対する支援など、市民との協働のまちづくりを推進してきましたが、今後は、市民が主体的にまちづくりに参加するため、市民との協働の仕組みを構築する必要があります。そこで、市民検討組織により、自治基本条例の制定に向けた展開をしていますが、今後は、市民の関心を高め、多くの意見を収集し、条例の制定を行っていく必要があります。

また、まちづくりまちおこし大学を開催し、市民活動を担う人材の育成を図っていますが、今後は、産学官の連携を図り、まちづくりに参加する人材をさらに育成する必要があるとともに、まちづくり人材登録制度*の更なる充実及び有効活用が必要です。

[表・グラフ]

- ・人材登録制度登録者数

◆施策の目標

地方分権時代にふさわしい「自己決定・自己責任」の原則に基づいて地域経営を行っていくため、市民や各種団体、事業者などの多様な主体との協働のまちづくりを進めるための体制を構築します。

また、市民活動を担う人材の育成や人材登録制度の充実・有効活用を図ります。

◆施策の展開

- ・市民がまちづくりに主体的に参加する仕組みづくりを進めます。
- ・市民活動やボランティア活動、NPO活動などの情報の集約・活動の連携を支援します。
- ・市民活動を担う人材の育成やまちづくりに参加する人材の確保を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
協働推進事業	自治基本条例の制定やまちづくりまちおこし大学を開催します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
まちづくりまちおこし大 学修了者数	25 人	30 人	まちづくりの人材の 育成
まちづくり人材登録制度 登録者数	72 人	96 人	まちづくりの人材の 確保

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 市民活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- * まちづくり人材登録制度に登録しましょう。

施策2 必要な情報を広く発信し、市民の声を反映します（広報・広聴）

主管課	秘書広報課
関連課	文書・法務課

◆現状と課題

広報では、市報は全戸、全事業所へ配布し、情報の共有化を図り、ICT（情報・通信に関連する技術一般の総称）を活用した多角的な情報発信を実施し、即時、適時な情報発信が可能となっています。また、市民アンケートにより、ホームページのコンテンツ整理、均一化が必要であることが明確となったため、今後は、災害時にも必要情報が発信でき、よりわかりやすく使いやすいホームページに改善する必要があります。

広聴では、パブリックコメント制度*により、市民の意見を市政に反映する取り組みを充実することが求められます。

情報公開では、開かれた市政を実現するため、更なる情報公開を進めるとともに、法改正や制度変更等による個人情報の保護の強化が求められます。また、現在、紙による申請となっている手続を電子化（情報公開請求等の手続をクラウド化）し、法改正などに対応した最新のシステムを活用するとともに、従来よりも簡潔で短期間での情報公開を図ることが求められます。

[表・グラフ]

- ・メール配信サービスの登録者数
- ・ふれあい座談会開催数

◆施策の目標

協働のまちづくりを推進するため、広報・広聴活動を充実し、市民参加の機会の拡充を図ります。

◆施策の展開

- ・協働のまちづくりを進めるため、広報事業の充実を図るとともに市民参加のもと、市民にとってわかりやすく利用しやすい情報提供を行います。
- ・広聴機能の充実を図り、市民ニーズの把握に努めます。
- ・個人情報の保護に十分留意した情報公開を行うとともに、適正な情報管理に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
広報編集・発行事業	市報を発行します。
広聴事業	パブリックコメントの実施や市政への提案の運用、ふれあい座談会の開催などを実施します。
ホームページ管理運営事業	ホームページの管理やメール配信サービスを実施します。
情報公開事業	公文書の情報公開を実施するとともに、情報公開コーナーを充実します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
ホームページアクセス件数	1,094,038 件 (延べ数)	1,200,000 件	アクセス件数による市民への情報提供量
メール配信サービスの登録者数	9,605 件	23,000 件	市の情報の要求度
情報公開請求等の件数	19 件	40 件	情報公開請求の市民の利便性
パブリックコメントの意見数 (平均)	41 件	80 件	計画に対する関心の高さ
ふれあい座談会の開催数 (総数)	3 回	10 回	まちづくりへの積極的な問題提起

◆市民の取り組み (市民にできること、役割、お願い、期待すること)

* 市政情報を積極的に入手しましょう。

* 市政に対して意見を出しましょう。

政策 2 計画の実現と持続可能な行政経営を進めるまち（計画推進）

〔政策に関する現状・課題〕

自治体は地方分権が進展する中、自主・自立の考え方に即して、行政経営的視点をもって、行財政運営を進める必要があります。本市では、これまで、行財政改革を実施してきましたが、自治体を取りまく状況が厳しくなっており、さらなる行財政改革を推進する必要があります。

地方分権の時代においては、自主・自立の考え方に即して、計画的で規律ある財政運営を行うとともに、自主財源を確保することが必要です。

また、既存の公共施設の有効利用や維持・管理方法などを総合的に勘案し、統廃合も視野に入れた公共施設の適正配置を進めることが求められます。

広域行政では、新たな行政課題に対応し、事務の効率化を図るため、現在の広域行政の見直しも含め、そのあり方について検討を行う必要があります。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 総合的で計画的な行政経営が行われている
- * 健全で規律ある財政運営を行っている
- * 県や周辺の関係市町との連携を強化している

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策3 効率的で効果的な計画行政を進めます（行政経営）	改革推進室	全庁各課
施策4 自主・自立した持続可能な財政基盤を構築します（財政）	財政課	税務課 収税課
施策5 国・県・周辺自治体と連携した施策を進めます（広域行政）	改革推進室	危機管理防災課 人事課 環境課 障がい福祉課 医療福祉課 広域ごみ処理施設建設室

施策3 効率的で効果的な計画行政を進めます（行政経営）

主管課	改革推進室
関連課	全庁各課

◆現状と課題

本市を取り巻く社会環境は、急速な高齢化の進行と少子化により、税収の減少、福祉・医療関係経費の大幅な増加が避けられないものとなっています。そのような中で、市はより効率的で効果的な行政経営が求められているとともに、「新しい公共空間」の担い手となる市民やNPO、企業などと市の協働による地域経営も必要となっています。

また、地方分権の進捗により、市民に最も身近な行政主体である市の財政基盤の強化や業務の効率化を図り、地域の自主性・自立した行財政運営が必要とされています。

行財政改革では、平成18年度に策定した行財政改革大綱（10年間）の基本方針である「自主的・自律的な地域経営への転換」「行財政運営の継続性と小さな自治体の確立」「職員の意識改革と能力の開発」「市民のまちづくり意識の醸成」に基づき、18年度に「集中改革プラン（5年間）」を策定し、取り組んでいます。また、23年度から新たに行政経営、目標管理という考え方を取り入れた「行政経営戦略プラン（5年間）」を策定し、行財政改革に全庁的に取り組んでいます。

財政運営では、行政評価制度を導入し、事務事業の見直しで業務の簡素化を図っています。

また、市民の目線からの行政評価として事務事業に対する「公開事業評価」を実施するとともに、施策の実施に対する外部評価委員会を設置し、外部評価を実施しています。

公共施設では、合併市である本市においては、同規模類似の公共施設が複数存在し、その多くが建設後30年から40年が経過し、老朽化による修繕費を含めた維持管理費が増加するとともに、建て替え時期が到来しつつあります。市の行政経営資源である公共施設を再評価し、有効活用をすることが必要となっています。

[表・グラフ]

- ・民活導入件数の推移

◆施策の目標

多様化する公共サービスに対応した柔軟な行政経営を進めるとともに、組織目標を明確にし、成果を重視した行政運営を進めます。

また、事務事業評価や施策評価を実施し、外部評価を活用することにより、市民目線に立った効率的な行政サービスを提供します。

さらに、市の経営資源である公共施設は、「公共施設適正配置計画」の基本方針に基づき計画的に実施に向けた進行管理をします。

◆施策の展開

- ・行政評価システムを活用して、事務事業評価（内部評価）で事業の必要性・有効性を検証し、その評価に基づく3か年実施計画の策定及び予算編成に連動させることにより、事務事業の見直しと業務の簡素化に努めます
- ・外部評価による施策評価を実施し、基本計画の施策の進行管理をすることにより、実行性の確保に努めます
- ・行政組織の効率化に向けて、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを積極的に推進しながら、再任用制度も活用し、定員適正化計画に基づき職員定数の適正な管理に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
タウンミーティング事業	市民の皆さんの声を聴き、政策に反映させるほか、市民の皆さんへの情報発信の場として実施します。地域単位で開催します。
行財政改革事業	行政経営戦略プランをもとに組織目標を明確にし、組織マニフェストの作成や事務見直し、民間活力の導入を推進します。
行政評価推進事業	市が実施する行政評価の充実を図るため、市民参加による「公開事業評価」や第三者による外部評価委員会を開催し、市政の透明性・客観性を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
公共サービス民活導入件数	41	51	民間事業者の活用で効率化

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *行政経営的視点に関心を持ちましょう。
- *パブリックコメントへ積極的に参加しましょう。
- *審議会等の公募に応募しましょう。
- *アンケートに積極的参加をしましょう。
- *会議を傍聴しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
3か年実施計画	平成25年度～平成27年度
行政経営戦略プラン	平成23年度～平成27年度
公共施設適正配置計画	平成22年度策定

施策4 自主・自立した持続可能な財政基盤を構築します（財政）

主管課	財政課
関連課	税務課、収税課

◆現状と課題

地域主権の時代においては、国と地方公共団体の役割分担を明確にした上で、自主・自立の考え方に即して、計画的で規律ある財政運営を行うことが重要です。

本市においても、少子高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、財政が硬直化しているため、経営感覚とコスト意識をもって施策や事務事業の選択と集中を行い、財政計画に基づいた計画的な財政支出により、健全な財政構造に改善していく必要があります。

また、自主財源を確保するために、収納率の向上を図る必要があります、市税などの徴収体制の強化が必要となっています。

さらに、財政状況が厳しい中で、各種行政サービスの提供においても、受益と負担の公平性確保の観点から受益者負担の基準を見直す必要があります。

[表・グラフ]

・経常収支比率の推移

◆施策の目標

中期的な視点に立った財政計画のもと、施策や事務事業の選択と集中を行うとともに、規律ある財政運営を行います。

新たな財源の確保に努めるとともに、納付方法の多様化など、徴収体制の整備充実を図ります。

また、受益と負担の公平性確保の観点から、受益者負担の適正化に努めます。

◆施策の展開

- ・総合振興計画や各種計画を反映した歳入・歳出の中期計画を策定し、施策や事務事業の選択と集中をすすめる、規律ある健全な財政運営を行います。
- ・協働のまちづくりを推進するために、市民にわかりやすく財政状況を公開します。
- ・自主財源の安定的確保と拡大に向けて収納率を向上させるため、徴収体制の整備・充実を図ります。
- ・行政サービスの水準にあった受益者負担の適正化に努めます。
- ・優良企業の誘致や広告収入など、新たな財源を確保するための手法を検討します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
財政管理事務	当初予算や補正予算の編成を適時に行うほか、サマーレビュー等を通じて、経常経費の削減に努めます。
市税賦課事務	個人市民税の申告相談・受付、個人市民税・法人市民税をはじめ各種市税の適正な賦課を行います。
市税滞納管理事務	催告により自主納税を促すとともに、滞納処分等により市税収入の安定確保を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
経常収支比率	89.0%	88.2%	市財政の弾力性
市税の収納率	90.3%	91.8%	収納率の向上

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *市の財政状況に関心を持ちましょう。
- *市税を納期限内に納めましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
3か年実施計画	平成 25 年度～平成 27 年度

施策5 国・県・周辺自治体と連携した施策を進めます（広域行政）

主管課	改革推進室
関連課	危機管理防災課、人事課、環境課、障がい福祉課 医療福祉課、広域ごみ処理施設建設室、図書館、体育課、 都市計画課

◆現状と課題

本市では、周辺の住民の共通する消防業務、し尿処理業務、火葬場・斎場業務を一部事務組合で提供していますが、現状の事業量を勘案し、効率化を図る必要があります。

新たな行政課題や個別の事業では、市民のサービスの向上、事務の効率化を図る上で他自治体との連携を進める必要があります。

廃棄物の焼却では、三芳町と共同処理を実施するため、広域ごみ処理施設の建設に着手しています。

図書館業務では、富士見市、三芳町、川越市との相互利用の協定を締結し、埼玉県公共図書館等横断検索システムにより県内図書館との連携で、図書館サービスの向上を図っています。

運動施設では、富士見市、三芳町との相互利用の協定を締結し、運動の機会の確保を図っています。

[写真]

- ・ 斎場
- ・ 消防本部

◆施策の目標

新たな行政課題の行政サービス提供や効率化を図るため、県や関係自治体間の連携を強化し、広域行政を進めます。

新たな行政課題や個別の事業について、市が単独で実施するか、他自治体との連携で対応すべきか検討し、市民サービスの向上、事務事業の効率化を進めます。

◆施策の展開

- ・ 関係自治体間及び関連団体との連携を図り、広域的な行政サービスの提供で、市民サービスの充実を図ります
- ・ 市政の枠を越える課題への対応について、国、県などの関係機関に対し、関係市町村とともに継続して要請していきます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
入間東部地区衛生組合	し尿処理と斎場事務を一部事務組合（2市1町）で実施します。
入間東部地区消防組合	消防事務を一部事務組合（2市1町）で実施します。
彩の国さいたま人づくり広域連合	埼玉県と県内市町村が設立した【広域連合】で「人材開発事業」「人材交流事業」「人材確保事業」を事業展開しています。
埼玉県後期高齢者医療広域連合	県内市町村が設立した【広域連合】で後期高齢者医療事業を実施します。
広域ごみ処理施設整備事業	三芳町と協定に基づきごみ広域処理を実施するため、施設建設をします。
廃棄物共同処理事業	三芳町と協定に基づきごみの共同処理を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
広域ごみ処理施設等建設	—	建設予定	計画的な施設整備及び安定稼働

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

* 広域行政への理解を深めましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
埼玉県消防広域化整備計画	平成 18 年度策定
第 2 次埼玉県ごみ処理広域処理計画	平成 20 年度～平成 29 年度

政策3 組織風土改革が進んでいる市役所（総務）

〔政策に関する現状・課題〕

行政経費の節減を図る一方で、行政サービスの質を維持・向上させるため、効率的な組織体制を構築する必要があります。さらに、職員一人ひとりの意識を改革し、人材の育成を図り、市役所の組織風土改革と人事育成に努めることが求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 職員一人ひとりが成果重視の行政運営を進めている
- * 職員の資質の向上や能力の開発を進めている
- * 職員の意欲に満ちた活力ある組織づくりに努めている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策6 人材育成と連携した人事管理制度を推進します (人事管理)	人事課	改革推進室

施策6 人材育成と連携した人事管理制度を推進します（人事管理）

主管課	人事課
関連課	改革推進室

◆現状と課題

合併後、組織の簡素・合理化を進めるとともに、新たな行政需要に対しては、指定管理者制度や民間委託、職員の弾力的な配置により、職員定数の適正化に取り組んでいます。

また、自治体の経営資源である「人」の資質を高め、経営感覚を持ち、複雑・多様化する市民ニーズに迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、優秀な新規採用職員を確保する必要があります。

さらに、人材育成の実効性を高めるために、人事の新陳代謝を図り、組織の活力をアップさせながら職員個々の能力の活用と実績に基づく人事管理制度との連携を図ることが求められます。

[表・グラフ]

・職員数の推移

◆施策の目標

市民ニーズを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる人材の育成と確保に努めます。

市役所の組織風土改革により風通しの良い職場環境を整備します。

職員の能力と実績に基づく人事管理制度の確立に努めます。

◆施策の展開

- ・「人材育成基本方針」について、市民目線の検証・見直しを行うとともに、新規職員や再任用職員の採用では、新たな手法などを取り入れて優秀な人材を確保します。
- ・困難な目標であっても根気強く取り組む粘り強い職員を養成するとともに、その土壌づくりとして、ふじみ野市役所の組織風土改革に取り組みます。
- ・職員を適正に評価する人事評価制度を本格的に実施し人事管理制度を確立します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
職員研修事務	人材育成基本方針に基づく検証・見直しと職員研修の精査・選択を行います。
〃	人事評価制度等の活用により職員の能力を引き出す人事管理制度を構築します。
職員健康管理事務	職員の健康管理を充実します。
職員採用事務	優秀な新規採用職員の確保と再任用職員の採用方針等を策定します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
職員数	681 人	701 人	職員定数の適正化
研修参加者数	1,010 人	1,500 人	職員意識の向上
職員一人当たりの市民数	157 人	171 人	職員の能力アップ

◆関連計画

関連計画名	計画期間
特定事業主行動計画	平成 22 年度から平成 26 年度

政策4 市民の利便性を高めるまち（市民生活）

〔政策に関する現状・課題〕

休日開庁、出張所における取扱業務の拡充など、窓口サービスの充実を図っていますが、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、行政内部の横の連携を強め、効率的で質の高い行政サービスの提供に努める必要があります。

公共施設では、市民ニーズに対応するため、整備を進めてきましたが、多くの施設において老朽化が進んでいることから、今後も市民が安心して快適に利用できるように、施設の維持・管理を図るとともに、利便性の向上に努めることも求められます。

また、行政事務のICTの活用などにより、行政サービスの迅速化、利便性の向上を一層図ることも求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 市民が利用しやすい窓口サービスとなっている
- * 市民が使用しやすい公共施設となっている
- * 行政事務の電子化などにより、市民サービスが充実している

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策7 市民が利用しやすい窓口サービスを進めます (市民窓口サービス)	市民課	市民窓口課
施策8 市民が安心して利用しやすい公共施設にします (市民サービス)	管財課	施設所管課
施策9 ICTを活用した市民サービスの充実を図ります (情報政策)	情報・統計課	秘書広報課

施策7 市民が利用しやすい窓口サービスを進めます（市民窓口サービス）

主管課	市民課
関連課	市民窓口課

◆現状と課題

市民のライフスタイルや生活サイクルの多様化・変化が進む中で、住民基本台帳カードを使用したコンビニエンスストアにおける住民票などの証明書発行や転入等に伴う手続きのワンストップサービスを行う総合窓口の設置など、より市民目線に立った利便性の高いサービスを、効率的、効果的かつ総合的に提供する窓口が求められています。

また、市民サービスの拡充を図るために、平成21年6月より本庁・支所において、毎月最終日曜日、午前8時30分から午後5時15分まで窓口業務を行い、平成23年7月からは出張所において、毎月最終木曜日の午後8時まで時間延長、そして平成24年10月からはパスポートの申請・交付を行ってきました。今後、現在の本庁・支所・出張所で提供している窓口サービスについて機能整理を行い、本庁を中心として、休日開庁や総合窓口化の問題など、市民ニーズなどを把握した中で、より効率的で利便性の高い窓口サービス体制を再構築する必要があります。

さらに、行政サービスの最前線である窓口サービスの現状について、定期的にお客様の利用満足度調査により把握し、窓口環境の改善と業務のスキルアップ等に活かし、継続的な改革・改善につなげていく仕組みづくりが求められます。

◆施策の目標

多様化する市民ニーズに応えるため市民が利用しやすく、効率的な窓口サービスを提供します。

◆施策の展開

- ・開庁時間の延長や取扱業務を拡充するなど、窓口サービスの充実を図ります。
- ・利便性の高い窓口サービスを提供します。
- ・住民票の写し等の証明書のコンビニエンスストア交付サービス導入を検討します。
- ・民間の経営手法を効果的に活用し、行政運営の効率化やサービスの質の向上を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市民窓口事務 (本庁・支所)	住民基本台帳法に基づく住民登録の届出の受理、記録の管理、住民票等の証明書交付などを実施しています。税の収納・証明書発行は支所のみで実施しています。
市民窓口事務 (出張所)	証明等の発行、転出・入受付、税等の収納他本庁各課の窓口事務、旅券(パスポート)の申請・交付などを実施しています。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
住民基本台帳カードの普及率	5.5%	7.2%	住民基本台帳カードの普及
休日及び延長開庁利用者数	1,594 人/年	2,070 人/年	窓口サービスの向上
窓口利用者の満足度	確認(現在調査中)% (平成 24 年度調査)	確認%	窓口サービスの市民の満足度

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- * 窓口サービスの向上のため、提案しましょう。
- * 住民基本台帳カードを利用しましょう。

施策8 市民が安心して利用しやすい公共施設にします（市民サービス）

主管課	管財課
関連課	施設所管課

◆現状と課題

多様化する市民ニーズに対応した公共施設の運営が求められます。

また、市民が安全で利用しやすい公共施設として適正な施設保全を行うために、施設保全に従事する職員の知識向上のための職員研修等を充実させる必要があります。

さらに、公共施設の保全管理のため、各施設への保全情報システムの導入及び運用の準備を進めるとともに、既存公共施設の老朽化及び陳腐化に対応するため、施設整備が必要です。

◆施策の目標

施設の安全性を確保するとともに、多様化する行政サービスに対応できる施設整備を推進し、市民が利用しやすい公共施設にします。

◆施策の展開

- ・公共施設を長く、安心して利用できるよう、公共施設保全計画を策定するとともに、各施設で保全情報システムを運用し、事後保全的な管理から予防保全的な管理へと転換することで、施設の長寿命化及び財政負担の平準化を図ります。
- ・庁内で保全情報の一元化と共有化を図り、常時施設の点検・整備を的確に行うとともに、特に「公共施設安全点検週間」には全庁を挙げて施設の点検・整備を行うことで、市民が安全かつ、利用しやすい施設にします。
- ・施設の保全管理に必要な人材育成のための職員研修の充実を図ります。
- ・施設の保全管理に関する専門知識・経験を持つ民間事業者の活用を拡大し、効率的かつ的確な施設保全を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
庁舎管理事務	保全情報システムを運用することにより、公共施設の保全管理に努めます。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
保全情報システムの運用	3%	100%	公共施設の保全管理の充実
施設保全に関する職員研修等の計画的実施	0%	100%	保全管理に必要な人材育成

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

* 公共施設を大切に利用しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
公共施設保全計画	平成 25 年度～

施策9 ICTを活用した市民サービスの充実を図ります（情報政策）

主管課	情報・統計課
関連課	秘書広報課

◆現状と課題

情報系システムを充実し、業務の効率化・合理化や市民サービスの迅速化・利便性の向上に努めるとともに、公共施設予約システムの導入等により、市民サービスの向上を図っています。また、ホームページの拡充により、各種申請書・申込書が自宅のパソコンからダウンロードできるなど、市民サービスの利便性向上を図っています。

さらに、東日本大震災の教訓を生かし、災害が発生しても、市民生活の安全・安心確保の根幹となる業務や市民サービスが継続できるような情報システムの体制づくりが求められます。

各システムのセキュリティ対策では、情報漏洩やウイルスの感染を防ぎ、個人情報の保護・管理を図っています。

◆施策の目標

ICTを推進し、市民サービスの迅速化や利便性の向上を図ります。

ICTの活用による内部事務のさらなる合理化・効率化に努めます。

セキュリティ対策を進め、安全・安心なシステムの構築及び運用に努めます。

災害が発生しても市民サービスを継続的に実施できるような体制づくりを進めます。

◆施策の展開

- ・ICTの推進により、事務の効率化や市民サービスの効率化・迅速化を図ります。また、証明書等の発行窓口拡大などにより、市民の利便性向上を図ります。
- ・内部事務を合理化・効率化するため、ICTの活用により、市業務の全体最適化を目指します。また、ICTの最新情報収集及び活用を積極的に行います。
- ・情報セキュリティポリシー*の見直しと情報セキュリティ実施手順を作成し、情報資産の適切な管理・運営を行います
- ・ICT部門における「業務継続計画」(BCP)を作成し、災害発生時においても市民サービスの継続ができるように努めます。
- ・第2次情報化基本計画に基づき、計画的に情報化施策を実現します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
住民情報系システム運用事務	窓口サービスの迅速化を実現するとともに、各種証明書等の発行窓口の拡大を図り、利便性の向上を目指します。
内部情報系システム運用事務	業務効率化の進展による市民サービスの迅速化を進めるとともに、公共施設予約システム対象施設を拡大し、市民の利便性向上を図ります。
情報セキュリティ対策推進事務	情報セキュリティ確保のためセキュリティポリシーの見直しと実施手順を作成し、情報資産の適切な管理・運営を実現します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
第 2 次情報化基本計画記載事業の実施率	(平成 25 年度から)	100%	計画的 I C T 化の推進の実現
申請ダウンロード可能な課	24 課	35 課	申請手続きの利便性の向上
地図情報を活用した事業の数	1 事業	10 事業	事業の効率化

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 市民サービスの迅速化や利便性向上に向けた提案をしましょう。
- * I C T によるまちづくりに協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
第 2 次情報化基本計画（仮称）	平成 25 年度から平成 29 年度
I C T 業務継続計画（仮称）	平成 25 年度から

大綱Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり

〔目標〕

子どもから高齢者まで、だれもが健やかにいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進と医療体制の充実を図ります。

また、子育てや高齢者、障がいのある人などの生活を地域ぐるみで支援していく環境づくりを進めます。

そして、老若男女や障がいの有無、国籍などを問わず、だれもが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した取組みを進めます。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策5 人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち (地域福祉、子育て支援、障がい福祉)	福祉部	健康医療部
政策6 誰もが健康でいきいきと暮らすまち (保健・医療、高齢者福祉、社会保障)	健康医療部	福祉部 市民生活部

政策5 人びとが支え合い誰もが安心して暮らせるまち

(地域福祉、子育て支援、障がい福祉)

〔政策に関する現状・課題〕

地域福祉では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの関係団体との連携により、地域福祉充実のための基盤づくりを行ってきました。今後は、市民自身が福祉の担い手となって活動できるような環境を整備していくとともに、サービスを必要とする人の生活を総合的に支えていくことが求められます。

子育て支援では、子育て家庭の交流の場づくりや相談活動を中心として、総合的かつ計画的に子育て支援を推進してきました。今後は、今までの取組みをさらに推進し、相談や情報提供を充実するとともに、関係機関との連携の強化を図り、地域全体での子育て機能をもつことが求められます。また、多様化する保育ニーズに対応するための保育サービスの充実や放課後児童クラブの充実が必要です。

障がい者福祉では、総合的にサービス提供を行っていますが、今後も制度変革に対応したサービス提供のあり方を検討し、障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に支え合い暮らしていけるための環境を整備していくことが求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 住み慣れた地域で安心して暮らしている
- * 福祉活動を支える体制ができている
- * 子を産み育てやすい環境ができている
- * 親子の交流の場ができている
- * 子どもがのびのびと育っている
- * 障がいのある方が自立して暮らしている
- * 障がいのある方が積極的に社会参加している
- * 障がいのあるなしにかかわらず地域で共に暮らしている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策10 地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます (地域福祉)	福祉課	障がい福祉課 子育て支援課 高齢福祉課 保健センター
施策11 子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます (子育て支援)	子育て支援課	保健センター 障がい福祉課 福祉課 学校教育課 生涯学習課
施策12 障がいのあるなしにかかわらず共に暮らせる地域づくりと障がい者の自立と社会参加を進めます (障がい者福祉)	障がい福祉課	子育て支援課 保健センター 高齢福祉課 福祉課

施策10 地域で暮らしを支え合うまちづくりを進めます（地域福祉）

主管課	福祉課
関連課	障がい福祉課、子育て支援課、高齢福祉課、保健センター

◆現状と課題

本格的な少子高齢化の進展や核家族化を主な要因とした家庭機能の変容による地域社会の変化に加え、身近な市民同士のコミュニケーション不足を要因として、市民の福祉ニーズが増大、多様化しています。このような中、高齢者から子ども、障がい者などすべての人々が地域で安心して暮らすことができる、支え合いの体制によるまちづくりが求められています。また、「地域福祉に関するアンケート調査」の結果では、地域福祉や福祉サービスに関する情報提供不足が指摘されていることより、情報提供の充実や地域福祉への理解を深めるための周知・啓発活動の充実が必要です。

そこで、本市では、市民一人ひとりの地域福祉に関する意識を高揚し、情報提供の充実を図り、地域福祉における担い手を育成するとともに、地域の様々な住民組織や民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会などの地域福祉団体、民間企業等とのネットワークづくりなどを行うことで、地域で暮らしを支え合うまちづくりが必要とされています。

◆施策の目標

地域住民同士によるボランティア活動などのインフォーマルサービス*の充実を図ります。更なる情報提供の充実及び地域福祉への理解を深めるための周知・啓発活動に努めます。

地域住民及び関係団体等と連携し、地域福祉ネットワークの充実を図るとともに、地域福祉を担う人材の育成に努めます。

◆施策の展開

- ・地域福祉の充実を図るため、自助・共助による各福祉分野への活動参加を促進します。
- ・広報活動や啓発活動を通じ、地域福祉に対する市民の意識啓発及び各福祉サービスに関するより一層の情報提供に努めます。
- ・町会・自治会等の自治組織、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等との連携を強化し、地域ごとのネットワークを構築します。
- ・民生委員・児童委員協議会及び社会福祉協議会等と連携し、地域活動の推進役となるリーダーやボランティアなどの人材の育成を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
地域福祉推進事業	地域福祉における活動の促進、意識啓発・情報提供、人材育成及びネットワークづくりの構築等を行うため、地域福祉の基本理念を定めた地域福祉計画に基づき、各種事業を推進します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
地域福祉計画の進行管理に基づいた各種施策の進捗率	—	100%	地域福祉充実のための各種施策の推進

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

* 地域の福祉活動に積極的に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
地域福祉計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 11 子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めます（子育て支援）

主管課	子育て支援課
関連課	保健センター、障がい福祉課、福祉課、学校教育課、生涯学習課

◆現状と課題

子育て支援では、子育てに関する総合窓口としての機能の充実や情報提供の充実を一層進める必要があります。

児童虐待防止では、地域の協力を得るとともに要保護児童対策地域協議会の充実や関係機関との連携など多方面からのトータルなサポート体制が必要です。

発達遅滞児支援では、早期発見と適正な養育環境の確保のための体制強化が必要です。また、継続的な支援を実施するため、発達支援センター等の拠点整備が求められます。

保育所では、就労形態が多様化している中で、保育所における保育需要が増大しているため、効率的な運営と待機児童の解消を図ることが求められます。

児童の安全な居場所の確保では、児童センターを運営していますが、2館目の施設建設に併せて機能強化のために、民間活力の導入を図ることが求められます。

地域子育て支援では、中学校区を目やすに拠点を整備してきていますが、更なる充実が必要です。

放課後児童クラブでは、施設の老朽化・入室児童の増加等から、規模の適正化に向けた施設を建設する必要があります。

〔表・グラフ〕・認可保育所の定員数、児童センター利用者数

◆施策の目標

要保護児童の適正な養育環境の確保と児童虐待の未然防止を進めるとともに、児童の発育発達支援を継続的に実施できる体制を充実します。

また、保育体制の充実と保育ニーズへの柔軟な対応に努めます。

さらに、地域子育て支援拠点での相談体制や子育て支援ネットワーク体制の充実を図ります。

放課後児童クラブでは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に放課後の生活や遊びの場を提供し、児童健全育成を図ります。

◆施策の展開

- ・要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関の連携を強化するとともに、地域団体による見守り活動などを充実し、要保護児童の早期発見と児童虐待の早期発見・根絶に努めます。
- ・家庭児童相談室と保健センター等の連携を強化し、発育発達に対する不安を払拭できる支援体制の充実を図ります。
- ・保育体制の充実のために、障がい児保育の強化に努めるとともに、保育ママ制度、病児・病後児保育制度の検討を進めます。
- ・多様な保育ニーズに柔軟に対応できる民間活力の有効活用に努めます。
- ・児童センターでは、子どもの安全で快適な活動の場づくりを進めるとともに、民間活力の導入により、2館目の施設を建設します。
- ・子育てに関する情報交換が気軽にできる環境づくりに取り組みます。
- ・児童が安全で快適な放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの充実に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
家庭児童相談室運営事業	子どもの発育、発達、養育などの相談に応じ、関係機関と連携して助言、指導します。
発達遅滞児支援事業	発達遅滞児の早期発見と適正な養育環境の早期確保を図り、市民の発育発達に対する不安を払拭できるような支援を行います。
保育所管理運営事業	保護者が仕事や病気などの理由で家庭内で保育できない児童を、保護者に代わって保育します。
子育て支援センター運営事業	地域子育て支援拠点として、交流の場の確保と子育て相談活動や情報提供、子育てサークルの育成等を行います。
児童センター運営事業	子どもの安全な居場所、遊び場として、体力増進、情操教育、交流事業等を行います。
放課後児童クラブ運営事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に放課後の生活や遊びの場を提供します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
家庭児童相談室利用件数	608 件	700 件	子育ての不安解消
認可保育所の定員数	1,460 人	1,600 人	待機児童の解消
児童センター利用者数	29,660 人	50,000 人	利用者サービスの向上
放課後児童クラブ満足度 (利用者アンケート)	70%	80%	放課後児童クラブの満足度

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 地域での子どもの見守りに協力しましょう。
- * 子育て支援活動に参加しましょう。
- * 児童虐待防止のため、積極的に通報しましょう。
- * 保育所行事に積極的に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
次世代育成支援後期行動計画	平成 22 年度～平成 26 年度
地域福祉計画	平成 25 年度～平成 29 年度
障がい者基本計画	平成 24 年度～平成 28 年度
健康づくり計画	平成 24 年度～平成 29 年度

施策 12 障がいのあるなしにかかわらず共に暮らせる地域づくりと障がい者の自立と社会参加を進めます（障がい者福祉）

主管課	障がい福祉課
関連課	子育て支援課、保健センター、高齢福祉課、福祉課

◆現状と課題

障がい者の地域生活を支援するため、相談支援の推進に努めてきましたが、今後は、障がい福祉サービスの利用にかかる相談支援や障がいのある人の権利擁護の充実も必要です。

また、障がいのある人の地域での自立した在宅生活を支援するため、日中活動の場の整備や、障がい福祉サービスの充実を図ってきましたが、障がい者の増加によりさらに活動の場の充実を図る必要があります。

障がい者の就労支援では、障害者就労支援センターを中心に充実に努めた結果、毎年一般就労の実績も上がっています。生きがいや職業を通じた社会参加の推進という視点からも、一層企業側の理解を深め、推進していく必要があります。

さらに、障がい福祉への理解やノーマライゼーションの理念の普及と啓発に努めてきましたが、依然として様々な障壁（バリア）が存在しており、さらに啓発を進める必要があります。

[表・グラフ]

- ・障害者手帳所持者数の推移

◆施策の目標

相談支援の充実や、障がい福祉サービス利用に伴う支援や権利擁護の充実に努めるとともに、必要な障がい福祉サービスの提供や障がい児や精神障がい者の日中活動の場の整備に努めます。

障がい者の就労支援に努めるとともに、広く障がい福祉への理解や関心を深め、こころのバリアフリーを推進します。

◆施策の展開

- ・障がい者の基本的な相談に加え、障害福祉サービス利用に係る支援、成年後見制度の利用支援や障がい者の虐待防止等の権利擁護についても取り組みます。また、障がい児に対する相談窓口を充実します。
- ・障がい者の一般就労への支援とともに、就労後の定着支援に努めます。
- ・障がい福祉サービスの充実を図るとともに、障がい児及び精神障がい者の通所施設等の施設整備に努めます。
- ・障がいのあるなしにかかわらず交流できる場づくりに努めるとともに、障がい者への声かけ運動を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
障害者相談支援センター運営事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、福祉サービスの利用支援を行います。
障害者就労支援センター運営事業	働く意欲のある障がい者への就労に関する相談、助言を行うとともに事業所等と連携し、一般就労に向けての支援を行います。
自立支援給付事業	障害者自立支援法や児童福祉法に基づくサービスを提供します。
障害者週間記念(ふれあい広場)事業	障がい福祉に関する関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加促進のためにふさわしい事業を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
障がい者の相談延人数	691 人	830 人	障害者相談支援センターでの相談支援の充実
障がい者の一般就労者数	48 人	120 人	障害者就労支援センターでの就労支援の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 障がい者が困っているとき、一声かけましょう。
- * 障がい者が主催するイベント等へ積極的に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
障がい者基本計画	平成 24 年度～平成 28 年度
障がい福祉計画	平成 24 年度～平成 26 年度
地域福祉計画	平成 25 年度～平成 29 年度
次世代育成支援後期行動計画	平成 22 年度～平成 26 年度
健康づくり計画	平成 24 年度～平成 29 年度

政策6 誰もが健康でいきいきと暮らすまち（保健・医療、高齢者福祉、社会保障）

〔政策に関する現状・課題〕

本市では、生活習慣病の予防に向けた取組みや、母子保健事業、市民の健康啓発や健康増進を図る取組みなどを行ってきましたが、今後は、健康づくりの基本である自主的な健康管理の意識向上を地域全体へ図っていくとともに、マンパワーの向上と活用を図り、市民の健康づくりをサポートしていくことが求められます。

高齢者福祉では、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう支援などを行ってきましたが、今後は、本市においてもますます高齢化が進行していく中で、高齢者の健康の保持・増進のための体制づくりが求められます。また、高齢者がゆとりや生きがいを持って暮らせるよう、活動する場や施設などの充実も必要です。

国民健康保険では、被保険者を対象に保険給付を行ってきました。しかし、福祉医療サービスも実施してきましたが、高齢化の進行や医療技術の発展などに伴い、保険給付額は増加を続けており、その財政運営は厳しくなっています。そこで、医療費の適正化及び収納率の向上により財源の確保を図ることが必要です。また、特定健診・特定保健指導を充実し、加入者の疾病予防や健康増進につなげていくことが求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 市民自らが健康管理を行い、健康な暮らしをしている
- * 市民が安心して医療が受けられる
- * 高齢者が生きがいに満ちた生活を送っている
- * 社会保障制度が安定して運営されている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 13 生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります（健康づくり・医療体制）	保健センター	高齡福祉課 健康保険課 福祉課 障がい福祉課 子育て支援課 環境課 市民相談・人権推進室 学校教育課
施策 14 高齡者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます（高齡者福祉）	高齡福祉課	福祉課 障がい福祉課 保健センター 生涯学習課
施策 15 安心して暮らせる社会保障制度を運営します（社会保障）	健康保険課	市民課 高齡福祉課 医療福祉課

施策 13 生涯を通じた健康づくりと地域医療体制の充実を図ります（健康づくり・医療体制）

主管課	保健センター
関連課	高齢福祉課、健康保険課、福祉課、障がい福祉課 子育て支援課、環境課、市民相談・人権推進室、 学校教育課

◆現状と課題

人口の高齢化とともに、食生活や運動不足など生活環境やライフスタイルの変化などによって、疾病全体に占めるがん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病の割合は増加しています。これに伴い医療費の増大と要介護状態になる人が増加しています。

そこで、健康寿命の延伸を図るべく、生活習慣病の発症予防と重症化予防に重点を置いた対策や介護予防を推進していくことが必要です。そのために「ふじみ野市健康づくり計画」を平成 24 年 3 月に策定し、市民の健康の増進の総合的な推進を図っています。

また、ライフステージに応じ、日常生活の中で、食生活、運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活改善や、こころの健康づくりに取り組むことが大切です。そして、個人の健康づくりの活動がより効果的に展開されるためには、家庭、地域、学校、職場、行政及び関係機関・団体等がその取組みを支えることが必要です。

母子保健対策では、少子高齢化、核家族化、児童虐待の増加、子どもや保護者の心の問題の顕在化など、母と子を取り巻く環境は大きく変化しています。特に乳幼児健診は母子へのアプローチの機会として重視されていますが、健康や発達の問題だけでなく、虐待予防や育児不安などの軽減の場として、質の高い健診の実施や乳幼児訪問活動が求められています。

医療体制では、平日夜間の小児初期救急や休日の初期救急体制を推進してきました。引き続き医療機関などと連携を図り、医療体制の充実を図ることが求められています。

[表・グラフ]

・市内医療機関数

◆施策の目標

市民が地域で健康に暮らすために、市民の健康に対する意識を啓発し、自ら健康管理を行う環境づくりを進めるとともに、新生児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じたきめ細かい保健対策の充実を図っていきます。

また、感染症などの予防対策の推進及び市民一人ひとりが必要とする医療サービスを円滑に受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

◆施策の展開

- ・地域における健康づくりを推進するために、住民組織の活性化に努めます。
- ・各ライフステージに応じた歯科口腔保健対策・食育・自殺対策などを関係機関と連携して推進します。
- ・生活習慣病予防及びがん対策を推進します。
- ・母子保健活動において、乳幼児の発達支援・児童虐待防止を関連課と連携して推進します。
- ・医療機関などと連携し、地域医療体制・救急医療の充実を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
歯科口腔保健推進事業	ライフステージに応じた歯科口腔保健対策を推進します。
食育推進事業	生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう努めます。
母性・乳幼児訪問指導事業	こんにちは赤ちゃん訪問事業（全世帯訪問）、未熟児訪問指導事業を実施します。
各種がん検診事業	がん予防の啓発及びがん検診・精密検査受診率の向上に努めます。
予防接種事業	感染症を予防するための各種予防接種を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
むし歯のない子どもの割合（3歳児）	78.4%	80%	歯科疾病の予防
がん検診受診率（子宮頸がん）	16.0%	18.0%	がん死亡の減少
予防接種接種率（麻疹・風疹）ワクチン	88.4%	95.0%	はしか撲滅・風疹のまん延防止

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 健康管理を積極的に行いましょう。
- * 各種がん検診を積極的に受診しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
健康づくり計画	平成 24 年度～平成 29 年度
次世代育成支援後期行動計画	平成 22 年度～平成 26 年度
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 24 年度～平成 26 年度
障がい者基本計画	平成 24 年度～平成 28 年度

施策 14 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます（高齢者福祉）

主管課	高齢福祉課
関連課	福祉課、障がい福祉課、保健センター、生涯学習課

◆現状と課題

本市の高齢者人口（65歳以上）は年々増加し、平成23年12月末には高齢化率21.6%に達しています。この増加傾向は今後もしばらくはつづき、近い将来4人に一人が高齢者となる見込みです。また、高齢者の一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯も増加しています。

このように高齢化社会が進行していく中で高齢者が住みなれた地域で、安心して自立し、豊かな生活を送るためには、健康的な生活習慣を身に付けるとともに、生きがいを持って生活することが重要です。

このためこれまで以上に多様化する高齢者の生活スタイルや価値観、そして趣味や活動など、ニーズの把握に努め、これらに対応する必要があります。

さらに高齢者の生活を地域で支えるためには、医療、介護サービス、介護予防、住まいの整備支援、生活支援サービスなどを連携して支援していく地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みが必要となっています。

[表・グラフ]

・高齢者の推移と推計

◆施策の目標

高齢者一人ひとりが自らいきいきと活動し、健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまちづくりを目指します。また、高齢者が介護を必要とする状態になっても、地域、民間、行政など様々な機関が連携し、できる限り住み慣れた地域で継続して生活できる地域社会を目指します。

◆施策の展開

- ・高齢者が自らいきいきと活動できるよう、就労やボランティア等の社会参加、教養、仲間づくりなどを推進する団体を育成支援します。
- ・高齢者のニーズを把握し、その活動拠点の適正な維持管理を行います。
- ・高齢者が心身ともに健康で自立した生活が送れるよう、介護予防の充実と地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・介護を必要とする方の在宅生活を支援するため、介護保険サービスと合わせて適切な在宅福祉サービスを実施します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
シルバー人材センター補助金	高齢者の就労機会の拡大、健康で生きがいのある生活の実現をめざすシルバー人材センターに対し、財政的支援や指導・助言を行います。
老人クラブ育成事業	高齢者の生きがいや健康増進などを図るため、それらを推進する団体を支援するとともに、団体と連携のうえ高齢者福祉の活性化を図ります。
大井総合福祉センター管理事業	高齢者のレクリエーションや教養などの場として老人福祉センターを運営するとともに、市民相互の交流を図り福祉の向上に努めます。
包括的支援事業	地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行い、保健医療や福祉の増進を図ります。
緊急時連絡システム事業	要介護認定を受けた心疾患の病気のある一人暮らしの方などの緊急事態の通報手段を確保し、不安の解消や安全を確保します。
配食サービス事業	在宅高齢者の安否確認や食生活の改善により介護予防を図り、健康増進と生活の質の向上を確保します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
大井老人福祉センター延べ利用者数	59,939 人 (平成 21 年度) *1	63,000 人	大井老人福祉センターの充実
シルバー人材センター会員数	1,179 人	1,400 人	シルバー人材センターの充実
配食サービス利用者数	269 人	400 人	配食サービスの充実

* 1 : 平成 22 年度、23 年度が震災の影響により開館日が減ったため

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 介護予防活動に積極的に取り組みましょう。
- * 地域での高齢者との交流に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 24 年度～平成 26 年度
健康づくり計画	平成 24 年度～平成 29 年度
地域福祉計画	平成 25 年度～平成 29 年度
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 15 安心して暮らせる社会保障制度を運営します（社会保障）

主管課	健康保険課
関連課	市民課、高齢福祉課、医療福祉課、福祉課

◆現状と課題

国民健康保険は、制度の健全な運営のため医療費の適正化、財政安定化に向けた取組みなど一層の努力が求められます。特定健診・保健指導においては、被保険者の疾病予防、健康増進を目的として行い、年々受診率や保健指導率も向上し、被保険者の生活習慣病による疾病予防に効果を上げてきています。

後期高齢者医療制度では、国において見直しの議論が行われており、その動向を注視し遅滞ない対応が必要です。

福祉医療では、こども医療費の通院・入院費の一部負担金を助成し、窓口払いのない現物給付を実施することにより、より一層の福祉医療サービスの充実が図られています。

介護保険では、高齢化率の上昇に伴い、介護サービスを必要とする要介護高齢者が増加しています。そのため、介護認定の迅速化と増大する介護給付費の適正化を図る必要があります。

国民年金では、制度改正が行われる場合に日本年金機構から受給者には通知をし、市では市報にて周知しています。

また、長引く経済不況や雇用環境の悪化などの社会情勢を踏まえ、低所得者や生活困窮者の支援を行うため、市の施策や国の制度を適切に運営していく必要があります。

[表・グラフ]

- ・国民健康保険加入世帯の推移、要介護認定者数の推移
- ・生活保護受給者数の推移

◆施策の目標

加入者が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度を適正に運営し、充実を図るとともに、子育て支援策として、福祉医療サービスを充実します。

介護の分野では、要介護高齢者の増加を抑制するとともに、介護が必要となった人には、速やかに介護給付が受けられるよう適正な介護制度の運営を行います。

高齢者や障害のある人などの安定した生活を保障するため、国民年金の趣旨や制度についての理解と普及を図り、年金制度への適正な加入を促進します

低所得者や生活困窮者からの相談等に基づき、早期の支援に努めます。

◆施策の展開

- ・国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営に努めます。
- ・福祉医療サービスの充実に努めます。
- ・保健・福祉関係の事業とも連携し、健康増進を図り、介護予防を推進するとともに、要介護高齢者に対しては、速やかな介護認定と介護給付に努めます。
- ・国民年金制度の趣旨やその意義、制度の仕組みなどに関する情報を提供し、加入を促進します。
- ・低所得者や生活困窮者の状況に応じた適切な支援に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
国保給付事務	被保険者に対し、適正に医療給付費等を給付します。
こども医療費支給事業	通院・入院に係る医療費のうち、保険診療の一部負担金を助成します。
国民年金啓発事務	制度改正等の市報周知を行います。
介護給付事務	要介護高齢者に適正な介護給付を行います。
生活保護支給事務	低所得者や生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、最低限の生活保障を行うとともに自立に向けた支援を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
生活保護受給者の就労率	21%	30%	就労支援の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 保険料（税）を納期限内に納めましょう。
- * 疾病の早期発見・治療に努めましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
特定健康診査等実施計画	平成 25 年度～平成 29 年度
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	平成 24 年度～平成 26 年度

大綱Ⅲ 夢のある心豊かな学びのまちづくり

〔目標〕

市民一人ひとりのニーズに合わせて主体的に学習できる生涯学習環境の整備を推進するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、学校・家庭・地域の教育力の向上に努めます。

また、地域の文化や芸術の振興を図るとともに、新しい文化の育成を図り、市民や地域の融和を図るまちづくりを進めます。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策7 次代を担う子どもたちが健やかに育つまち（学校教育）	教育総務部	
政策8 とともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち（生涯学習）	生涯学習部	

政策 7 次代を担う子どもたちが健やかに育つまち（学校教育）

〔政策に関する現状・課題〕

家庭や地域社会における教育力の低下やいじめ、不登校、暴力行為などが、依然として大きな社会問題となっています。

本市では、教育のまちふじみ野を目指し、学校課題の解決に向けて取り組んでいますが、今後も家庭や地域との連携を図りながら、児童・生徒が確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を育むことができるように一層努めることが求められています。

また、各学校の学校応援団を充実させ、地域と協働して教育活動を展開するとともに、地域の人が授業や部活動などを指導することを充実して、地域に開かれた学校づくりを推進することが求められています。

さらに、家庭や地域との連携を図りながら一人ひとりに対応したきめ細かな指導・支援を行うとともに、いじめなどの解決に向けた教育相談体制の充実を図ることも必要です。

一方、児童・生徒が安心して、快適に利用できるようにするため、学校施設及び教育関連施設を計画的に維持・管理、運営するとともに、通学区の見直しなどにより学校規模の適正化を図ることも求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- *子どもを地域で見守り、地域で育てている
- *学校、家庭、地域が連携し、地域の教育力が向上している
- *児童・生徒が確かな学力を身につけている
- *児童・生徒が心身ともに健全に育っている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 16 地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます (学校運営)	学校教育課	総務課
施策 17 健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます (学校教育)	学校教育課	学校給食課

施策 16 地域に開かれた特色ある学校づくりを進めます（学校運営）

主管課	学校教育課
関連課	総務課

◆現状と課題

地域に開かれた学校づくりでは、市内全小中学校に学校応援団が整備され、教育支援・安全確保・環境整備の分野で、学校と家庭・地域が連携、協力して取り組んでいます。また、授業や部活動に地域の指導者を招くなどし、家庭、地域との連携を強化しています。

また、学校評議員会議を定期的開催し、学校評議員による教育活動を点検・評価する場を設け、地域の願いを活かした教育活動が一層行われるように努めています。

その中で、今後も、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの教育に取り組むことが求められるとともに、学校の教育活動を定期的に保護者や地域へ発信し、保護者や地域との信頼関係を一層構築することも必要になっています。

学校施設（校舎・体育館）では、耐震補強は終了していますが、老朽化した学校施設の改修工事を計画的に推進し、安全・安心で快適な教育環境の確保が必要です。

[表・グラフ]

- ・学校応援団参加者数の推移、地域指導協力者数の推移

◆施策の目標

教育活動をより効果的にし、授業や学校行事などを活性化させるために、学校の教育活動を積極的に発信し、地域の教育力（人材、教材など）を活用します。また、学校評価を活用して、計画・実行・評価・改善というサイクルで教育活動を見直し、充実を図ります。

児童・生徒が安全・安心に、また快適に利用できるようにするため、学校施設及び教育関連施設・設備について、計画的な維持・管理、運営を行うとともに、通学区の見直しなどにより学校規模の適正化を図ります。

◆施策の展開

- ・学校、家庭、地域の連携を図るため、各学校の学校応援団 をさらに充実します。
- ・小中連携を推進し、9年間を見通した地域と連携した教育活動を推進します。
- ・教職員の地域活動への積極的な参加を促進します。
- ・地域や保護者に対して学校公開を行うなど、地域に開かれた学校づくりを進めます。
- ・快適な教育環境を確保するため、老朽化した校舎・体育館などの大規模改修など、学校施設の整備・修繕を計画的に推進します。
- ・地域に開かれた学校づくりのため、学校施設の改善を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
学校応援団推進事業	各学校の学校応援団が、円滑に活動できるように必要な、環境整備支援を行います。
学校・家庭・地域連携推進事業	地域の教育力を学校の教育活動に活かすために、各学校の環境整備や行事等の充実を図るために、学校、家庭、地域が連携した取組を支援します。
小・中学校大規模改修事業	老朽化した小・中学校施設について、内外装・設備の改修及び新しい教育内容に適した改修等を行なうことにより、安全・安心で快適な教育環境整備を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
学校応援団参加者数	1, 900 人	2, 100 人	学校応援団の充実
地域指導協力者数	11 人	16 人	地域指導協力者の充実
小学校大規模改修率	33%	64%	安全・安心で快適な教育環境の充実
中学校大規模改修率	24%	64%	安全・安心で快適な教育環境の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 学校応援団に登録し、学校の教育活動を支援しましょう。
- * 学校行事やボランティア活動に積極的に参加し、児童生徒の安全確保や学校運営に協力しましょう。
- * あいさつなどの声かけを行い、子どもたちを地域の宝として大切に育てましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 17 健やかな心と体を育み確かな学力を身につける教育を進めます（学校教育）

主管課	学校教育課
関連課	学校給食課

◆現状と課題

本市では、「ふじみ野市学力向上2カ年プラン」を作成し、全小中学校において共通の学力向上策（書く力の向上・ふじみ検定の実施・絆を深めるカレンダーの作成）及び中学校区ごとの小中連携に取り組んでいます。

また、新採用教職員、臨時的任用教職員、各種支援員等の授業力、学級経営力の向上を通して、確かな学力の向上と温かな人間関係の育成を図っていますが、授業力向上のための研修会の工夫・改善を行う必要があります。

市教育相談員やさわやか相談員及び不登校対応支援員の活用により、児童生徒のいじめ、不登校者数が減少していますが、今後もいじめや不登校などの解決に向けた取り組みが必要です。

給食センターでは、2施設で施設・設備が異なることにより、実施できない献立が双方にあります。また、上福岡学校給食センターは、老朽化が進行していることより、施設の更新が必要です。

[表・グラフ]

- ・小学校児童、教員数の推移、中学校生徒、教員数の推移

◆施策の目標

子供たちを未来に届ける教育のまちふじみ野を実施するために子供発・子供着の教育に取り組めます。

児童・生徒が確かな学力を身につけ、健やかな心と体を身につけることができる学校づくりや家庭・地域との連携を支援します。

また、児童・生徒が心身ともに健全に育つことができるよう、一人ひとりに対応したきめ細かな指導・支援を行うとともに、いじめや不登校などの解決に向けた教育相談の充実を図ります。

9年間を見通した教育の実現を図るために、すべての小中学校において、中学校区ごとに小中連携の教育活動を実施します。

安全・安心な給食を作るため、学校給食センターの計画的な整備・改修を進めます。

◆施策の展開

- ・児童・生徒が確かな学力や豊かな心を身につけ、心身ともに健やかに育つことができるよう、学習指導、生徒指導及び心の教育の充実に努めます。
- ・国際化や情報化など社会の変化に対応することができるよう、外国語活動やICTなどを通じた思考力・判断力・表現力を育成する教育を進めます。
- ・児童・生徒や保護者に信頼される教職員の育成を図ります。
- ・児童・生徒や保護者が適切な教育相談を受けることができるよう、校内教育相談体制の整備と学校と市教育相談室との連携を強化します。
- ・上福岡学校給食センターの施設更新を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
教育支援事業	教職員の資質向上のための研修会や教育課程が円滑に実施できるための支援をします。
国際化・情報化推進事業	外国語活動やICTの推進を通して、国際化や情報化などの社会の急激な変化に対応できる児童生徒の育成を目指します。
教育相談事業	相談員やカウンセラー等を配置し、子どもたちの心を支え、いじめや不登校を防止するための支援を行います。
(仮称) 上福岡学校給食センター整備運営事業	PFI事業*により、提供食数7,000食の規模や最新機能を持つ学校給食センターの整備・運営を進めます。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
埼玉県教育に関する3つの達成目標の「学力」に係る正答率(小6・中3対象、「計算」)	小学校 94% 中学校 91%	小学校 95% 中学校 95%	学力の向上
新体力テスト(5段階中3段階以上の占める割合)	小学校 76.4% 中学校 79.9%	小学校 79.3% 中学校 83.9%	体力の向上
不登校児童生徒数	94人	76人	教育相談事業の充実
ドライ方式(※)の学校給食センター数	1箇所	2箇所	衛生管理の向上

(※)文部科学省が「学校衛生管理基準」で導入を求めている給食調理システムで床を水で濡らさないように作業を行う方式。

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- *家庭学習(宿題や自主学習)の習慣化に取り組みましょう。
- *生活習慣(早寝・早起き・朝ごはんの習慣化)を確立しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成25年度～平成29年度

政策8 とともに学び合い、こころ豊かな人を育むまち（生涯学習）

〔政策に関する現状・課題〕

生涯学習では、余暇時間の増加、高齢化などを背景として、市民が生涯を通じて学び、楽しむことができる生涯学習のニーズが増大するとともに、その内容も多様化しています。

これまで、指導者の育成や社会教育関係団体への活動援助、事業助成を行うとともに、情報提供を通じて生涯学習の充実・普及を図ってきました。

市民の学習意欲が高まる中、ライフステージにおける多種多様な学習ニーズに対応できる環境を整備し、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

これらをふまえ、市民一人ひとりが学習課題を自ら選択し、主体的に学ぶことができ、その成果が適切に評価され、広く社会に生かされる生涯学習社会のシステムの構築に努めます。

社会教育では、学校教育と連携し、効果的な学習プログラムの提供に努めるとともに、市民の主体的な学習活動や家庭教育への支援などを行ってきました。

今後も、社会教育を充実するとともに、地域における子どもの居場所づくりや青少年の自主的な社会参加を推進することが求められます。

文化の振興では、市民にさまざまな芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、活動拠点となる施設の整備・充実に努めています。また、市内の貴重な文化財や史跡を保存するとともに、市民が共有する地域の財産として、教育や文化振興のために活用しています。

今後も、文化の振興を図るとともに、市民文化祭など、市民との協働により、市民主体で進め、市民の一体感を深め、文化の意識の向上を図ることも必要です。

スポーツ・レクリエーションでは、市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援するとともに、各種講座やプログラムの提供を行っています。

今後も、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、主体的にスポーツに親しむことができるように進める必要があります。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる環境ができている
- * 学校、家庭、地域の連携による地域の教育力が活用されている
- * 青少年が自らの将来に夢と希望を持ち、積極的に社会活動に参加している
- * 市民中心の事業展開と文化意識が向上している
- * 市民が生涯にわたるスポーツ活動を行っている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 18 誰もが生き生きと学べる環境づくりを進めます（生涯学習）	生涯学習課	学校教育課 上福岡図書館 大井図書館 大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館 上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館 福岡河岸記念館
施策 19 人と地域を育む社会教育を推進します（社会教育）	生涯学習課	上福岡図書館 大井図書館 大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館 上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館 福岡河岸記念館
施策 20 歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます（文化振興）	生涯学習課	協働推進課 大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館 上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館 福岡河岸記念館
施策 21 市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援します（スポーツ・レクリエーション）	体育課	都市計画課

施策 18 誰もが生き生きと学べる環境づくりを進めます（生涯学習）

主管課	生涯学習課
関連課	学校教育課、上福岡図書館、大井図書館、大井中央公民館 上福岡公民館、上福岡西公民館、上福岡歴史民俗資料館 大井郷土資料館、福岡河岸記念館

◆現状と課題

生涯学習では、「市民の生涯学習に関する意識調査」より、各年代において、よりよい生活向上に繋がる学習要請があります。それを踏まえ、生涯学習ハンドブックの発行、市HPへの情報掲載など、生涯学習情報の提供を進めています。その中で、出前講座や生涯学習ボランティア制度の利用数が低い現状であることにより、今後は、ボランティア講師が自ら講座を企画・運営し行政が支援（会場提供、広報支援）する企画提案型の事業展開を進めるなど、今後は学んだ知識や技術を地域に還元していく仕組み作りが必要です。

また、市民の学習活動への支援として、小学校の学校開放や大学など高等教育機関との連携などを推進しているが、今後は、更なる市民への生涯学習の機会提供や学んだ成果を幅広く活用していく仕組み作りとして、教育機関、市民やNPO団体との連携も含めたネットワーク化を図っていくことが必要です。

図書館では、読み聞かせ講座を開催し、学んだことを学校教育や地域に還元できる体制づくりを進めるとともに、社会体験受入・チャレンジ事業*の受入協力により、学ぶ機会を提供している。

[表・グラフ]

・生涯学習講座開催数及び参加者数の推移

◆施策の目標

「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習を推進するため、学校教育、社会教育との連携を図りながら生涯学習環境の整備・充実を図ります。

また、市民が個々のニーズに合わせて主体的に学習できるように支援するとともに、学習成果をまちづくりに活かすことができる仕組みづくりを行う。

◆施策の展開

- ・総合的かつ計画的な生涯学習の推進体制を確立します。
- ・市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民が求める学習情報や、学習活動のきっかけとなる情報を収集し、幅広く発信します。
- ・市民に多様な生涯学習拠点を提供するとともに、安全で誰もが利用しやすい学習環境づくりに努めます。
- ・学校施設を有効活用した学習の場づくりを進めます。
- ・学んだ成果を地域社会に還元する仕組みづくりを行います。
- ・ライフステージに沿ったプログラムの充実を行うなど、学習機会の充実を図ります。
- ・生涯学習活動を効果的に推進するため、高等教育機関や民間の教育機関との連携を強化します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
生涯学習推進事業	「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習を推進するため、学校教育、社会教育機関、民間教育機関等との効果的な連携を図り、市民ニーズに合わせた学習講座を開催します。
図書館奉仕事業	市民が自ら学ぶための環境づくりを推進するため、蔵書や調査相談業務を充実し、パソコン講習会等の講座を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
生涯学習講座への参加者数	497 人	1,000 人	学習機会の充実
図書館の貸出し冊数	962,321 冊	980,000 冊	蔵書の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 学習活動に積極的に参加しましょう。
- * 学習で得た知識、技術を地域で活用し、まちづくりにつなげましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度
図書館サービス計画	平成 22 年度～平成 26 年度

施策 19 人と地域を育む社会教育を推進します（社会教育）

主管課	生涯学習課
関連課	上福岡図書館、大井図書館、大井中央公民館 上福岡公民館、上福岡西公民館、上福岡歴史民俗資料館、 大井郷土資料館、福岡河岸記念館

◆現状と課題

社会教育では、市民のニーズや現代的な課題に添った講座の企画力が必要であり、職員の資質向上のための研修が必要です。

また、家庭教育の必要性が高まっているため、各小中学校PTAの家庭教育学級の充実が必要です。また、社会教育関係団体の活動支援を拡充するとともに、育成支援も必要です。

さらに、学校・地域の連携のもと、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりとして「放課後子ども教室」を拡充するとともに、地域、家庭、学校、行政が連携して、地域全体で青少年を見守り、青少年が健やかに成長できる地域環境づくりを進める必要があります。

社会教育施設については、耐震診断や大規模改修を今後計画的に実施する必要があります。

[表・グラフ]・家庭教育学級参加者数の推移、公民館の利用者数の推移

◆施策の目標

少子高齢化、核家族化、ニート*や青少年をめぐる非行等の状況など、社会情勢が大きく変化するなかで、地域住民間や世代間の交流の希薄化など、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることより、家庭教育、青少年教育を積極的に進めます。また、公民館、図書館、資料館における社会教育的機能の充実や施設の整備・充実に努めます。

◆施策の展開

- ・家庭における教育力の向上をめざし、家庭教育に関する学びの機会を増やせるよう、学校等との連携を図ります。
- ・放課後の子どもたちの安全安心な居場所づくりとして「放課後子ども教室」の充実を図るとともに、指導者として地域の人材確保を行います。
- ・青少年の積極的な社会活動への参加を促進するとともに、家庭、学校、地域が連携を図りながら健全育成に取り組みます。
- ・市民の学習活動の拠点として公民館・図書館・資料館などの社会教育施設の計画的な整備・充実に努めます。
- ・図書館においては、読書、情報、学習の拠点として、市民の課題解決支援機能の充実や読書活動への支援を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
社会教育推進事業	各小中学校PTAで組織する家庭教育学級の講座の充実や参加者の増加を図ります。
公民館管理運営事業	各公民館を適正に運営するとともに、地域の拠点として活用するため、安全・安心な施設の維持管理を行います。
放課後子ども教室推進事業	放課後に子どもたちが安全で安心な居場所づくりとして、学校との連携を図り地域の力を得て実施します。
青少年育成団体支援事業	青少年自らの将来に夢と希望を持ち、主体的に行動できるよう青少年の健全育成体制の推進を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
家庭教育学級参加者数	3,000 人	3,300 人	小中学校における家庭教育学級の充実
公民館利用者人数	296,559 人	400,000 人	公民館の充実
放課後子ども教室開設校数	5 校	13 校	放課後子ども教室の充実
地域青少年指導員設置地区	49 地区	54 地区	青少年指導の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 社会教育活動に参加しましょう。
- * 放課後子ども教室の指導員として参画しましょう。
- * 地域での青少年健全育成活動に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度
子ども読書活動推進計画	平成 21 年度～平成 25 年度

施策 20 歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます（文化振興）

主管課	生涯学習課
関連課	協働推進課、大井中央公民館、上福岡公民館 上福岡西公民館、上福岡歴史民俗資料館、大井郷土資料館、 福岡河岸記念館

◆現状と課題

芸術文化活動では、文化振興やイベントの開催などを行ってきました。その中で、より多くの市民に芸術文化活動に触れる機会を提供する必要があります。

また、文化祭などのイベントについては、今後も実施団体と協議しながら、市民との協働による展開が必要です。

文化財では、市内の貴重な文化遺産として保全・整備し、資料館・記念館において、多くの市民に地域の歴史・文化に関心をもってもらうために、事業内容や広報活動の工夫、市民との協力関係の構築が求められます。

また、福岡河岸記念館の文化的資産としての価値を高めるため、「離れ三階建て」の効果的な公開が求められています。さらに、建造物を永く保存するための離れ・文庫蔵の解体復元の計画の検討が必要です。

[表・グラフ]・市民文化祭参加団体数の推移、指定・登録文化財一覧

◆施策の目標

さまざまな文化イベントを開催し、市民に芸術や文化に触れる機会を提供するとともに、市民文化祭など市民との協働で進め、文化意識の向上に努めます。

市民の文化財保護に対する意識を高めるとともに、市内に残る貴重な文化財や史跡、先人達が残した道具や文書などの資料を地域資源として後世に伝承し、教育や文化振興に生かせるように整備します。

◆施策の展開

- ・文化団体などへの支援を行うとともに、さまざまな活動機会を提供します。
- ・市民が芸術や文化に触れることができる機会を充実します。
- ・市民の芸術文化活動の拠点として、公民館などの施設を有効に活用します。
- ・貴重な文化財や史跡を保存するとともに、市民が共有する地域の財産として、教育や文化振興のために活用します。
- ・市民の文化的資産でもある文化財の収集、保存管理を進めます。またそれら文化財を後世に伝えて行くために資料の記録保存、データベース化を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市民文化祭事業	「おおい会場」「上福岡会場」の2会場において、地域性を活かした作品展示、芸能発表、音楽祭、講演、演劇の発表をします。
文化事業	ミニコンサートの実施及び絵画作品等の展示スペースの貸し出しを行ないます。
文化財保護事業	市内に所在する文化財を保護し、市民の文化遺産として後世に伝えます。権現山古墳群などの公開事業を通じて文化財の保存を進めます。
埋蔵文化財調査事業	市内で行われる開発行為に対応して埋蔵文化財の確認と保護を進めるために試掘・発掘調査・遺物整理などの調査・整理を実施します。
教育普及事業	郷土の歴史や文化を学ぶための体験学習や各種講座の開催、社会科体験学習を中心とした学社連携事業を進めます。
福岡河岸記念館管理運営事業	新河岸川舟運ゆかりの歴史的建造物「回漕問屋旧福田屋」の管理全般、展示・お話し会等の事業、「離れ」の特別公開を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
市民文化祭参加団体数	224 団体	240 団体	文化活動の充実
保存・支援対象の無形民俗文化財の数	4	6	文化財の充実
資料館事業の回数	17	20	資料館活動の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 芸術・文化活動に参加しましょう。
- * 郷土の歴史や伝統文化への関心を高めましょう。
- * 文化財の保護・保存への理解を深め、協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 21 市民の生涯にわたるスポーツ活動を支援します(スポーツ・レクリエーション)

主管課	体育課
関連課	都市計画課

◆現状と課題

市民が健康づくりに取り組むことができるように、幼児から高齢者までを対象とした年代別の教室や大会を開催する生涯スポーツ推進事業を進めるとともに、市民スポーツフェスティバルの開催、総合型地域スポーツクラブへの支援、学校体育施設開放などを行っています。

今後も更に、市民の誰もが、いつでも・どこでも・いつまでも主体的、日常的にスポーツに親しむことができるように、環境づくりを進める必要があります。

体育館等の施設では、建設から30年以上を経過している施設もあるので、今後は、経年劣化による大規模な修繕や、耐震診断の必要があります。

[表・グラフ]

- ・生涯スポーツ推進事業参加延べ人数の推移
- ・市民スポーツフェスティバル参加人数の推移

◆施策の目標

市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、関心に応じて、いつでも・どこでも・いつまでも主体的、日常的にスポーツに親しむことが出来るよう市民の要望に即した教室や大会を開催し、明るく健康で活力あるライフスタイルの実現を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの支援、クラブ結成によるスポーツ継続のための団体育成とその指導者の充実に努めます。

体育施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の維持管理に努めます。

◆施策の展開

- ・総合的かつ計画的な地域スポーツやレクリエーションの充実に努めます。
- ・市民が地域において日常的にスポーツ活動に取り組むことができるようにします。
- ・各種スポーツ施設について、適正な施設配置や維持・管理、運営を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
生涯スポーツ推進事業	スポーツに親しむことが出来るよう、年代別の教室や趣味の教室、生涯スポーツフェアなどを開催します。
市民スポーツフェスティバル事業	市民主体で行う地域スポーツの祭典として、多くの市民がスポーツとふれあい、健康増進とコミュニケーションを図る場として開催します。
学校体育施設開放事業	スポーツの振興やレクリエーション活動の場を提供するため、学校の体育施設を学校教育の支障のない範囲で市民に開放します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
生涯スポーツ推進事業参加延べ人数	11,334 人	12,800 人	生涯スポーツの充実
市民スポーツフェスティバル事業参加人数	6,073 人	6,800 人	市民スポーツフェスティバルの充実
学校体育施設開放事業参加延べ人数	163,019 人	183,500 人	学校体育施設開放の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

* スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度

大綱Ⅳ 安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり

〔目標〕

市民生活を支える地域コミュニティの形成を図るとともに、人権尊重意識の高揚を図り、思いやりのある心豊かなまちづくりを進めます。

また、市民の「安全・安心」を確保するための各種施策について、市民、地域、関係機関と連携して推進します。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策 9 一人ひとりが輝きふれあえるまち（地域・人権・交流）	市民生活部	
政策 10 安全に暮らせるまち（安全・安心）	総務部	市民生活部 都市政策部

政策9 一人ひとりが輝きふれあえるまち（地域・人権・交流）

〔政策に関する現状・課題〕

高齢化やライフスタイルの変化などによって、市民が地域で過ごす時間は今まで以上に長くなることが予想されます。また、数多くの高齢者が地域で活躍できる機会も増えることから、地域コミュニティ活動の活性化がますます重要になると考えられます。

また、人々がいきいきと社会生活を送るためには、あらゆる差別や偏見のない平和で思いやりのある心豊かな地域社会の構築が必要です。そこで、本市では、市民の人権意識や平和を尊ぶ意識の高揚に努めてきましたが、これまでの人権問題に加え、新たな人権問題が生じています。今後も、人権問題への取組みを継続していく必要があるとともに、平和の尊さについて市民とともに考え、次世代へ引き継ぐことが必要です。

さらに、外国籍市民も含めた市民一人ひとりが暮らしやすい生活環境をつくり、国際感覚豊かな市民意識を醸成することが求められています。そこで、今後ともNPOなどとの協働により、多文化交流や外国籍市民が安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

〔目指すべきまちの姿〕

- *連帯感やふれあいがあふれる地域社会が形成されている
- *町会・自治会、NPO・ボランティア団体などが地域コミュニティ活動のために、主体的に活動している。
- *コミュニティ施設で、市民が積極的に活動している
- *基本的人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な地域社会となっている
- *男女が互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮している
- *外国籍市民も含めた市民一人ひとりが安心して暮らしている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策22 ふれあいの地域づくりを進めます（地域コミュニティ）	協働推進課	
施策23 人権を尊重し平和で思いやりのある地域社会づくりを進めます。（人権・平和・男女共同参画）	市民相談・人権推進室	協働推進課 生涯学習課
施策24 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりと国際交流を進めます（多文化共生・国際交流）	協働推進課	

施策 22 ふれあいの地域づくりを進めます（地域コミュニティ）

主管課	協働推進課
関連課	

◆現状と課題

本市では、市民相互の交流を図り、住みよい地域づくりをするために、市民活動やコミュニティ活動を推進してきました。

その中で、自治組織の活動を支援するため補助金を交付するとともに、自治組織への加入促進を図るため市報掲載やチラシを作成しましたが、加入率の向上のため、更なる多角的な取り組みが必要となっています。

また、花いっぱい運動及びおおい祭りの参加者を全市的に広めることができ、市民融和、コミュニティの醸成に寄与しました。今後は更に全市的な事業へ拡大していくことが必要です。

さらに、市民活動支援センターの相談事業や交流事業を通じ、新たな市民活動へつなげたり、市民活動団体のネットワーク化により団体の活性化を進めることも必要です。

コミュニティ施設では、安全・安心な施設運営並びに市民サービスの向上を図ることが必要です。

[表・グラフ]

- ・市民活動支援センター相談件数の推移

◆施策の目標

魅力あるコミュニティ形成のために、自治組織やNPO、ボランティア団体などに対して支援を行うとともに、団体と市の協働を進めます。また、地域コミュニティ意識の醸成促進、コミュニティ活動拠点の整備・充実を図ります。

◆施策の展開

- ・地域コミュニティの意識啓発に取り組みます。
- ・町会・自治会などの活動が活発となるよう、主体性を尊重した支援を行います。
- ・市民活動支援センターの機能の充実などにより、市民活動を活性化します。
- ・コミュニティ施設の機能の充実を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
町会・自治会活動等支援事業	町会・自治会活動への支援をします。
市民活動支援センター運営事業	市民活動に関する情報収集・提供、交流、研修・学習等を実施します。
コミュニティ推進事業	コミュニティづくり推進連絡会への支援をします。
おおい祭り事業	実行委員会方式によりおおい祭りを開催します。
花いっぱい運動推進事業	花いっぱい運動を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
町会・自治会加入率	60.5%	65.5%	町会・自治会活動の強化
市民活動支援センター相談件数	347 件	380 件	市民活動の活性化
おおい祭りの来場者数	60,000 人	70,000 人	イベントの充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *町会・自治会に加入しましょう。
- *地域コミュニティ活動に積極的に参加しましょう。

施策 23 人権を尊重し平和で思いやりのある地域社会づくりを進めます(人権・平和・男女共同参画)

主管課	市民相談・人権推進室
関連課	協働推進課 生涯学習課

◆現状と課題

人権では、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和な地域社会を築くために、さまざまな機会をとらえて、人権に関する教育及び啓発の充実を図り、人権意識が高まるように努めてきましたが、これまでの人権問題に加え、生活様式の多様化や国際化、経済的格差の広がりなどにより新たな人権問題が生じています。引き続き、あらゆる機会をとらえ、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題を考え、人権意識を高める啓発活動に取り組む必要があります。

平和では、平成 22 年 10 月に平和都市宣言を行い、平和の尊さについて市民とともに考え、次世代へ引き継ぐために、映画会やパネル展示を行なってきましたが、さらに深く学習したい方々のための学習の機会の提供が必要です。また、教育の分野における事業の展開が必要です。

男女共同参画では、女性も男性も個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、ふじみ野市男女共同参画基本計画「ふじみ野男女共同参画プラン」にもとづいた取り組みを計画的に進めています。しかし、審議会や行政の管理職における女性の登用などの政策や方針の意思決定の場への女性の参画、女性の経済的自立の支援、家庭と仕事を両立するための環境づくりは未だ十分とはいえません。また、DV*などの人権侵害に係わる相談に迅速に対応するため、被害者を全庁的に支援する相談体制を充実させてきましたが、今後も引き続き被害防止に向けた支援体制を強化する必要があります。

[表・グラフ]

・人権問題に関する講演会参加者数の推移、政策決定過程における女性参画率

◆施策の目標

あらゆる差別や偏見のない地域社会を築くため、近隣市・町や当事者及び関係団体等と連携して、差別や偏見をなくすため学校教育や生涯学習分野において人権教育・啓発活動に取り組み、問題解決を進めます。

平和都市宣言の趣旨にのっとり、市民一人ひとりの平和を尊ぶ意識が高揚し、平和の大切さを次世代に引き継いでいけるように意識啓発を進めます。

社会情勢の変化を踏まえながら、あらゆる場に女性の意見が反映できるように女性の参画や性別役割分担意識などの見直しを進めます。

◆施策の展開

- ・関係部署や関係機関と連携して組織的な取り組みを展開することで、効果的な人権啓発や問題解決を行います。
- ・市民の平和意識の高揚を図るため、市民が共に考える機会の提供や啓発活動などを進めます。
- ・ふじみ野市男女共同参画基本計画にもとづく施策の推進体制を充実させ、行政と市民の協働による啓発事業や研修事業を進めます。
- ・行政や事業所、審議会等附属機関などによる政策や方針などの意思決定の場への女性の登用を積極的に働きかけます。
- ・DVなどの暴力防止のための啓発活動や被害者に対する支援を強化するための組織体制づくりを進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
人権啓発事業	市民・職員・事業者を対象とする講演会、研修などを開催します。 外部団体が主催する人権・同和問題研修会等へ参加します。 人権擁護委員活動を支援します。
人権教育推進事業	人権問題に関する正しい認識と理解を推進します。 人権教育推進協議会と連携し、人権教育に関する啓発事業を推進します。
平和推進事業	平和パネル展を開催します。
平和教育推進事業	平和祈念映画会を開催します。
男女共同参画推進事業	ふじみ野市男女共同参画基本計画の進行管理、推進会議を開催します。 男女共同参画に関する啓発委託事業、職員研修、DV防止対策などを実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
人権問題に関する講演会参加者数	1,160 人	1,220 人	人権問題に関する講演会の充実
審議会等女性委員の参画割合	24.9%	35%	男女共同参画の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 講演会や研修会などに参加し、平和や人権尊重への意識を高めましょう。
- * 家庭や職場、地域における固定的な性別役割分担意識を見直しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
男女共同参画基本計画	平成 20 年度～平成 29 年度
生涯学習推進計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 24 外国籍市民が暮らしやすい環境づくりと国際交流を進めます（多文化共生・国際交流）

主管課	協働推進課
関連課	

◆現状と課題

本市では、外国籍市民が安心して暮らすことができるように、生活相談、外国語版ホームページの運営、外国籍市民生活ガイドブックの作成などを行っています。

また、国際交流をテーマに、まちづくりまちおこし大学を開催したり、国際フェスティバルを開催するなど、外国籍市民との交流も進めています。

今後とも、外国籍市民が安心して生活できる環境づくりを進める必要があります。

国際交流では、NPO団体などと協働して国際交流や協力の意識醸成を図っていくことが必要です。

[表・グラフ]

- ・外国人登録者の推移

◆施策の目標

外国籍市民が暮らしやすい生活環境をつくとともに、国際交流を深める機会を提供します。

◆施策の展開

- ・外国籍市民が暮らしやすい生活環境をつくれます。
- ・外国人と交流する機会の提供に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
国際化推進事業	外国籍市民生活相談（6カ国語）の実施、外国語版ホームページ（5カ国語）の運営、外国籍市民生活ガイドブック（5カ国語）の作成、ワンナイトステイのあっ旋など行います。

◆主な目標

指標名	基準値 （平成 23 年度）	目標値 （平成 29 年度）	目標設定の考え方
生活相談件数	327	377	生活相談の充実
外国語版生活ガイドホームページへのアクセス件数	75,029	80,000	日本での生活に必要な情報提供の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *外国籍市民が生活しやすい環境づくりについての意識を高めましょう。
- *外国人との交流に参加しましょう。

政策 10 安全に暮らせるまち（安全・安心）

〔政策に関する現状・課題〕

本市では、「安全・安心」を確保するため、各種施策について、市民、地域、関係機関と連携して推進しています。

今後も、危機管理体制の強化や防災・消防体制の強化、防犯体制の強化を、市民自らが行うものとして、市民、地域、関係機関と連携して推進し、市民が、安心して、安全に暮らすことができる環境づくりを進める必要があります。

また、市民の人権を守り、多様化している市民の問題を解決するため、総合相談窓口を設置し、効果的で迅速な相談サービスを実施しています。今後も、専門相談、法律相談、DV相談などの相談体制を充実し、市民の問題解決を進めることが求められます。

さらに、複雑・多様化している消費者問題に対しても、相談への対応や、各種の講座や講演会などによって、啓発に努めてきましたが、今後も消費者の被害救済や被害防止に努め、消費者の安全確保を図る必要があります。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 緊急時における危機管理体制が構築されている
- * 市独自の安全管理体制が整備されている
- * 災害に強いまちが実現している
- * 緊急時における消防・救急体制が確立されている
- * 犯罪に対する不安のないまちが実現している
- * 交通事故の少ない安全なまちとなっている
- * 市民相談窓口体制が確立されている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 25 危機管理体制の整備と災害に強いまちづくりを進めます（危機管理体制・防災）	危機管理防災課	協働推進課
施策 26 消防・救急体制の強化を図ります（消防・救急）	危機管理防災課	
施策 27 防犯体制を強化し犯罪のないまちづくりを進めます（防犯）	危機管理防災課	協働推進課 環境課 都市計画課 建築課 道路課
施策 28 交通安全対策を強化します（交通安全）	道路課	学校教育課
施策 29 市民の暮らしに役立つ総合相談窓口を充実します（市民相談）	市民相談・人権推進室	
施策 30 消費者の被害防止と救済を支援します（消費生活）	市民相談・人権推進室	

施策 25 危機管理体制の整備と災害に強いまちづくりを進めます（危機管理体制・防災）

主管課	危機管理防災課
関連課	協働推進課

◆現状と課題

危機管理体制の構築については、危機管理マニュアルや個別マニュアルにより組織体制が位置付けられています。また、安全点検週間を継続的に実施することにより、危機発生の防止に努めています。

さらに、職員研修を今後も継続的に実施し、危機管理マニュアルについて全職員への周知を図り、どのような危機の側面にも対応できる職員の育成に努めるとともに、防災訓練等と併せた危機対応訓練について検討します。

施設の安全点検については、継続的に実施するが、「抜き打ち緊急点検等」を実施するなど、危機管理体制の組織力向上にも努めます。

課題は、国・県との整合性を図った地域防災計画や被害想定の変更による計画の見直しが必要であることや災害時要援護者対策における自治組織の温度差の解消、防災資機材及び備蓄品の計画的な購入及び保管場所の確保などです。また、地域の防災意識の温度差の解消することも求められます。

[表・グラフ]・危機管理対応イメージ

◆施策の目標

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対して、危機を未然に防止し市民の安全・安心を確保するために危機管理マニュアルを推進し、危機管理体制を構築します。また、平常時の安全管理体制を整備・充実します。

災害による被害を未然に防ぐとともに、災害が発生した場合には被害を最小限にとどめられるように、地域との連携や地域の防災力の充実強化を図ります。また、「自分の身は自分で守る」を基本とした防災意識の高揚を図ります。

◆施策の展開

- ・危機管理体制の強化を図ります。
- ・市独自の安全管理に対する組織体制を整備・充実します。
- ・災害発生時における自助意識の高揚を図ります。
- ・地域が自主的・主体的に防災活動を行うことができるようにします。
- ・災害発生時に迅速かつ効果的に対応します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
災害時要援護者避難支援事業	大災害時に自力で避難できない人を地域全体で支援し、安全の確保を図ります。
災害対策事業	地域防災計画に基づき、総合的防災対策の充実を図ります。
防災施設管理運営事業	防災施設等の整備及び適切な維持管理を実施します。
防災訓練事業	地域住民等と連携した防災訓練を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
災害時要援護者個別支援プランの作成率	65%	100%	個別支援プランの拡大
自主防災組織率	74%	100%	自主防災組織の活性化
地域防災訓練実施回数	34	54	地域主体の防災訓練の拡大

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 防災訓練に参加しましょう。
- * 「自分を守り家族を守る。近所を守り地域を守る。」防災意識を持ちましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
地域防災計画	平成 20 年度～
国民保護計画	平成 19 年度～

施策 26 消防・救急体制の強化を図ります（消防・救急）

主管課	危機管理防災課
関連課	

◆現状と課題

消防力の強化では、消防本部庁舎の更新や消防団車庫の更新、消防団車両の更新を進めています。

火災予防対策の推進では、消防法に基づく消防訓練や地域の防災訓練等において火災予防の周知・啓発を実施しています。その中で、消防団員の確保が必要です。

救急対策の充実では、救急車両・機器の整備や救急救命士の育成及び救急隊員の資質の向上を図っています。

[表・グラフ]

- ・火災発生件数の推移、救急出場件数の推移

◆施策の目標

火災や事故が発生した際に効果的に対応することができるように、常備消防、非常備消防、救急の各体制の充実・強化及び火災や事故の発生を未然に防ぐための予防に対する意識啓発を図ります。

◆施策の展開

- ・消防団活動の活性化を図り、消防力の強化に努めます。
- ・火災予防に関する啓発活動を行います。
- ・救急車両・機器の整備や救急救命士の育成と救急隊員の資質向上などに努めます。
- ・消防施設の整備・充実を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
入間東部地区消防組合負担金(常備消防分)	入間東部地区消防組合の運営費を負担します。
入間東部地区消防組合負担金(非常備消防分)	入間東部地区消防組合消防団の運営費を負担します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
火災発生件数	23	11	火災予防対策の充実
消防団員数	108	135	消防団の充実

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- * 防火意識の高揚を図りましょう。
- * 消防団活動に協力しましょう。

施策 27 防犯体制を強化し犯罪のないまちづくりを進めます（防犯）

主管課	危機管理防災課
関連課	協働推進課、環境課、都市計画課、建築課、道路課

◆現状と課題

自主防犯団体では、平成 23 年度末で 54 地区中 50 地区（92.6%）まで増加し、町会・自治会以外の自主防犯団体の新たな活動が成果を上げていますが、自主防犯団体の世代交代の促進及び資機材の更新・拡充を図っていく必要があります。

また、防犯パトロールの充実（回数・時間帯・手法等）や青色防犯パトカーの拡充が求められています。

さらに、市民への防犯情報提供の充実（ホームページ掲載内容の充実・防犯ニュース等の発行）や防犯メール配信登録者数の拡大が課題です。

防犯では、多発罪種（自転車盗、車上あらし・万引き等）減少に向けた具体的取組みが必要です。

空き家適正管理においては、管理不全な事案の把握が進み、助言・指導等による家屋除却等の成果が出始めているものの、事案の多さに対応しきれていない状況にあることより、空き家適正管理の処理体制の強化及び手法等の研究・充実を図っていく必要があります。

[表・グラフ]

- ・ 県内・市内の犯罪発生率の推移

◆施策の目標

犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、防犯推進団体や学校、事業者、警察などと連携しながら、地域ぐるみの防犯体制の整備・充実を図ります。

◆施策の展開

- ・ 地域ぐるみの防犯体制の整備・充実を図ります。
- ・ 防犯意識の高揚を図ります。
- ・ 地域と連携し、空き家適正管理の処理体制の強化を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
防犯コミュニティ事業	防犯リーダー・ボランティアを育成し、地域での組織的防犯活動を促進します。
防犯啓発事業	巡回パトロール活動、啓発活動を実施し、安全・安心な地域環境を確保します。
東入間防犯・暴力排除推進協議会負担金	2市1町の防犯・暴力排除団体等の活動への支援を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
街頭犯罪件数(※)	739	517	街頭犯罪防止の充実
防犯推進会議登録団体数	150	200	自主的活動団体の拡大
青色防犯パトロール実施者証交付者数	50	100	自主的活動者の拡大
自主防犯団体数(町会・自治会)	50	54	自主防犯組織の充実

(※)ひったくり、路上強盗、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらいなど、主に街頭にて発生する犯罪。

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

*個人・家庭防犯力強化に努めましょう。

*組織的な防犯活動に参加しましょう。

施策 28 交通安全対策を強化します（交通安全）

主管課	道路課
関連課	学校教育課

◆現状と課題

交通安全に関する施策では、交通安全施設等に関する要望が市民から多く寄せられており、老朽化が進んでいるなど課題となっています。また、住宅地の生活道路に速度規制等のゾーン対策や自転車専用レーンの設置等の新たな課題も発生しています。

放置自転車では、上福岡駅周辺で放置自転車が多いことから、上福岡駅周辺で撤去作業を重点的に行っていく必要があります。

児童生徒の登下校では、学校応援団、スクールガードリーダー*、PTA、自治会等と連携・協力を図りながら、学校が核となって安全確保を図っています。また、各学校では安全マップを作成し、通学路の危険箇所を児童生徒に周知するとともに、定期的な通学路の見直しと安全点検を実施しています。さらに、各学校では、日常での安全指導とともに、外部から指導者を招いた交通安全指導教室等を実施し、児童生徒の安全に対する意識や危機管理能力の向上を図っています。今後も、児童生徒の安全確保のため、学校・家庭・地域が連携した交通安全対策を進めることが必要です。

[表・グラフ]

- ・交通事故発生件数（人身）の推移
- ・放置自転車台数の推移

◆施策の目標

交通安全施設の整備や交通安全意識の啓発を進め、新たな施策として関係機関と連携しながら、「自転車専用レーン」や「ゾーン30」の区域を設定します。また、放置自転車対策を進め、交通事故の要因にもなる放置自転車の減少に努めます。

児童生徒の安全確保のために、学校・家庭・地域が連携、協力を行いながら、登下校時の交通事故ゼロを目指します。また、通学路の危険箇所を解消するために、関係機関と連携して解決を図ります。

◆施策の展開

- ・交通安全意識の啓発を図ります。
- ・交通安全施設や路面標示などによる交通安全対策を進めます。
- ・児童生徒の安全確保のために、学校・家庭・地域が連携した安全対策を進めます。
- ・安全マップの活用や交通安全教室の実施等により、児童生徒の安全意識や危機管理能力の向上を図ります。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
交通安全推進事業	交通事故を未然に防ぎ、安全な道路環境を形成するため、道路照明灯や道路反射鏡などの交通安全施設や路面標示などによる安全対策を推進します。
放置自転車撤去事業	交通の妨げとなり、交通安全に支障をきたす放置自転車を減らすため、駅前などにおける駐輪場の確保に努めるとともに、放置自転車の撤去・保管などを行います。
学校応援団推進事業	保護者や地域の方から学校応援団への参加を募り、交通事故防止のための安全確保を学校と連携しながら進めます。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
交通死亡事故件数	2 件	0 件	交通死亡事故 0 を目指す
放置自転車台数	2,170 台	1,000 台	放置自転車を減らす

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めましょう。
- * 学校応援団に参加して、登下校時の児童生徒の安全確保に協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
通学路整備計画	平成 24 年度～平成 28 年度

施策 29 市民の暮らしに役立つ総合相談窓口を充実します（市民相談）

主管課	市民相談・人権推進室
関連課	

◆現状と課題

本市では、平成 21 年度に市民の身近で多様な相談に対応するための総合相談窓口を設置し、専門相談の増設や法律相談員の増員など相談サービスの充実に取り組んできました。今後は、さらに平成 23 年度から実施している「相談満足度調査」による評価や市民生活の課題、相談ニーズを踏まえ、効率的な相談体制のあり方を検討し、行政サービスの向上をはかる必要があります。

また、職員は多種多様な相談に対応するため、相談スキルの向上に努めていますが、相談から支援、救済に迅速につなげる必要があるケースや対応が難しいケース、危機管理などでは適切な対応がいつでもできるようにしておく必要があることから、「総合相談マニュアル」を作成し、組織としての共通認識を図る必要があります。

さらに、相談内容が広範囲に及び、常に相談に対応する人員体制を確保し、適切に支援につなげる相談スキルが必要です。そのため、相談のノウハウや専門知識、経験を積んだ専門機関との連携をより一層すすめて、地域の社会資源を活用した人員配置に見直すことで、効率的な相談運営を図る必要があります。

一方、役所全体が連携し、迅速にDV被害者や外国人、生活再建が必要な人たちを支援していくためには、専門的な助言や専門機関との連携を強化する相談体制をつくる必要があります。

[表・グラフ]

- ・市民相談の状況、DV総合窓口としてコーディネートした件数

◆施策の目標

市民の人権を守り、問題解決を支援するため、効果的で迅速な相談サービスを通して行政サービスの向上を図ります。また、DV被害者が相談しやすい相談体制及び被害の防止に向けた庁内外関係機関との連携を強化することで、DV総合相談窓口としての役割を果たします。

◆施策の展開

- ・より一層地域の専門機関等との協働をすすめることで、定例相談だけでなく、通常の相談サービスにおいても専門家のノウハウを生かせる相談体制をすすめて、多岐にわたる相談に効率的に対応できるようにします。
- ・DVの総合相談窓口として、当事者の支援を迅速に行うため、庁内外関係機関との連携を強化していきます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市民相談事業	<p>専門相談(弁護士による法律相談、司法書士による法律相談、人権・困りごと相談、行政総合相談、女性総合相談)を実施します。</p> <p>特設相談(税相談、土地建物相談、ファミリー相談、特設人権相談)を実施します。</p> <p>DV総合相談を実施します。</p>

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
利用者の満足度調査割合	98%	100%	相談サービスの満足度
DV総合相談窓口としてコーディネートした件数	222 件	300 件	DV被害者への相談から支援サービスにつなぐ体制づくりの強化

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- * 専門相談等での適切な助言を受け、問題の解決に努めましょう。
- * 自分で生活等を立て直すための力をつけましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
男女共同参画基本計画	平成 20 年度～平成 29 年度

施策 30 消費者の被害防止と救済を支援します（消費生活）

主管課	市民相談・人権推進室
関連課	

◆現状と課題

多様化する商品トラブルや悪質な手口による消費者被害や苦情が増えています。平成 23 年度の相談件数は 617 件でこの数年は横ばい状態ですが、複雑化、高度化する消費生活相談には、関係法令や制度を含めた専門的な知識や交渉力が必要であり、相談体制の充実が不可欠です。

また、消費生活相談員の複数体制や弁護士、福祉部門との協力体制を図ったことで、高齢者などの消費者被害の防止啓発や多重債務者の救済がすすみ、引き続き被害の未然防止や被害の救済に努めていく必要があります。

消費者団体では、平成 23 年度から市内を活動拠点とする 6 つの消費者団体による啓発事業をすすめるなど、市民団体との協働による啓発をすすめています。今後も消費者団体の育成を図る中で多様な事業を市内広域で展開することで市民の消費者意識を高めていく必要があります。

一方、消費者安全法の施行に伴い、重大な消費者事故等に対する自治体の責務として被害の拡大の防止に努めるとともに、商品等に関する立入検査の実施をすすめるなど調査体制の強化を図る必要があります。

[表・グラフ]・出前講座開催回数の推移

◆施策の目標

市民からの多様な消費生活相談に対して、適切に助言・斡旋・指導し、消費者の被害救済や被害防止に尽力し、消費者の権利を守ります。また、消費者が自ら被害に遭わないように、主体的に考え行動するための消費者教育を強化します。

◆施策の展開

- ・消費者の権利を守るため、多様な消費生活相談に対して適切に助言・指導できるように、消費生活相談員の資質向上に努めるとともに、総合相談窓口としての市民相談との協体制を生かし、迅速な問題解決を図れるようにします。
- ・市民が自主的に消費者問題に関する学習をすすめ、被害の防止に努めることができるように、消費者団体や関係機関、市民団体に働きかけ、市内の広い地域で消費者啓発をすすめます。
- ・消費者被害の発生や拡大の防止をはかるため、消費者被害に関する情報の収集や事業者への立入検査を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
消費生活センター事業	消費生活相談を実施します。 多重債務相談を実施します。 消費生活啓発事業(消費者団体による委託事業・出前講座など)を実施します 市内事業者を対象とした立入検査等(JAS法等にもとづく立入検査)を実施します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
交渉解決件数	501 件	600 件	消費者被害やトラブル解決の相談体制の向上
出前講座開催回数	8 回	16 回	消費者被害防止のための啓発及び消費者教育の充実

◆市民の取り組み(市民にできること、役割、お願い、期待すること)

- * 消費者トラブルに巻き込まれたら、泣き寝入りせず相談しましょう
- * 消費者としての権利を守るため、消費者問題への関心を高め、情報収集や学習を進めましょう。

大綱Ⅴ 環境と共生する活力あふれるまちづくり

〔目標〕

自然環境に配慮し、自然と都市のバランスのとれたまちづくりを行うとともに、循環型社会の構築に向け、市民や事業者などとのパートナーシップにより、環境にやさしいまちづくりを推進します。

また、地域経済を支える産業の振興や地域特性を活かした新しい産業の育成に取り組むとともに、働きやすい環境を整備します。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策 11 次世代の環境を意識したまち（環境）	市民生活部	都市政策部
政策 12 活力があり働きやすいまち（産業）	市民生活部	

政策 11 次世代の環境を意識したまち（環境）

〔政策に関する現状・課題・方向性〕

社会環境では、環境基本計画に位置付けられた各種施策事業を実施しています。その中で、市民、事業者及び市との協働により環境保全や環境に対する行動（事業）を実施しています。今後も、教育機関などとのさらなる連携を進めるなどして、市民、事業者及び市の役割分担を明確にし、意識の向上を図り、快適な生活環境に向けた取り組みを充実することが必要です。

自然環境の保全では、市の東には新河岸川、西には武蔵野の雑木林など自然が残っていますが、今後は、市街地においては、公園、緑地広場などを活用するなかで自然や緑の保全や確保を進め、都市部における新たな自然との共生が求められます。

地球環境では、本市では、温暖化防止推進の観点から公共施設の冷暖房温度の適正化や低公害車の導入など、省エネルギーに取り組み、また、民間事業所においても、地球環境にやさしい事業活動に積極的に取り組んでいます。今後は、市民の一人ひとりが自ら環境行動を実践し、協力して地球温暖化対策に取り組むことが求められます。

循環型社会では、本市は、ごみの分別回収やリサイクルの啓発活動などを通じ、ごみの減量化に取り組んできました。今後も、適正なりサイクル・処理体制を確保して循環型社会を構築するとともに、廃棄物処理施設の充実が求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 市民や市民団体、事業者が自発的に環境活動を行っている
- * 地域環境の保全に市民が協力している
- * 市民が地域の環境問題を自ら解決している
- * 市民が公害もなく健康的に暮らしている
- * 緑地や水辺環境が保全されている
- * 市民の地球環境に対する意識が高まっている
- * 市民や事業者がごみの減量化に取り組んでいる
- * ごみを適正に処理している
- * ごみの再利用が行われている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 31 環境施策を推進し地域環境に配慮した取り組みを進めます（社会環境）	環境課	
施策 32 市民の共有財産である自然環境を保全します（自然環境）	環境課	都市計画課 道路課
施策 33 地球温暖化対策など地球環境を意識した取り組みを進めます（地球環境）	環境課	管財課ほか 施設所管課
施策 34 資源循環型社会の構築を一層進めます（循環型社会）	環境課	広域ごみ処理施設建設室

施策 31 環境施策を推進し地域環境に配慮した取り組みを進めます（社会環境）

主管課	環境課
関連課	

◆現状と課題

社会環境では、環境基本計画に基づき、各種施策事業を実施していきます。

その中で、パートナーシップの形成のため、市民、事業者及び市との協働により環境保全や環境に対する行動（事業）を実施しています。今後は、教育機関などとのさらなる連携が必要で有り、連携の仕組みや全庁的な意識の向上が重要です。

また、快適な生活環境の実現に向け、市民からの苦情などに対し、適正な対応を図ります。

さらに、地域美化活動を推進するため、クリーン推進員*と連携した地域美化活動を実施し、路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の施行を契機に、啓発キャンペーンの開催、周知看板及び指定喫煙場所を設置しています。

[表・グラフ]

- ・環境フェアの参加団体数の推移

◆施策の目標

市民や事業者の理解と協力を得ながら、各種計画に基づき総合的かつ計画的に環境施策を推進することにより、自然と共存できる社会環境の構築を目指します。

また、事業所に対しては、関係機関と連携し、法令が遵守されるよう指導を徹底し、併せて環境活動に参加協力できるよう意識啓発を行います。

◆施策の展開

- ・環境の保全や創造を協働により推進する体制を構築します。
- ・環境分野での人材を育成します。
- ・地域の環境問題を自ら解決する体制づくりを支援します。
- ・公害防止対策を進めます。
- ・環境施策の取り組みについて、評価や点検などを実施します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
環境基本計画推進事業	環境基本計画行動計画進行管理（各施策の進行管理、支援、年次報告書作成、協働事業の支援）を実施します。
環境啓発事業	毎年10月に環境フェアを開催し、市民等に環境に対する意識高揚、啓発を図ります。
環境対策事務	騒音計・振動レベル計を保有し、必要に応じて測定を行い指導をしています。また、集中豪雨等により住宅地が浸水したときは、防疫のために消毒作業を行うなど、市民生活の安全・安心を図っています。
環境相談対応事務	苦情対応全般（騒音、振動に係る苦情対応、野焼に係る苦情対応、深夜営業騒音、拡声器騒音に係る苦情対応等）を実施します。また、騒音、振動苦情等に係る改善勧告、改善命令、特定建設作業に係る各種届出の受理をします。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
地域と連携した環境フェアの参加団体数	18団体	20団体	環境への意識の高揚。
地域環境美化自主活動の活動回数	79回/年	80回/年	美化活動の充実
騒音、振動規制法に基づく特定建設作業届出件数に対する苦情発生件数及び同苦情発生件数に対する改善件数（※）	①0%（0/58件（苦情発生件数/届出件数）） ②0%（0/0件（改善件数/苦情発生件数））	①0% ②0%（苦情発生時は100%解決を目指す）	公害防止

（※）特定建設作業の届出（騒音規制法及び振動規制法で定める建設機械を用いた建設工事のことで、作業開始7日前迄の届出が義務づけられている）に係る苦情発生件数及び改善件数を指標目標としたのは、当該苦情発生に対し常に100%改善（解決）を目指すとともに公害防止に努めるという意図から設定した。

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 市や地域の環境活動に参加し、地域の輪を広げましょう。
- * 地域で行う環境美化活動に積極的に参加しましょう。
- * 快適な生活環境づくりに協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
環境基本計画・行動計画	平成25年度～平成29年度

施策 32 市民の共有財産である自然環境を保全します（自然環境）

主管課	環境課
関連課	都市計画課、道路課

◆現状と課題

自然環境を保全するためには、市民、事業者などともに関係各課と連携する必要があります。市の東には新河岸川、西には武蔵野の雑木林など自然が残るものの、市街地においては、公園、緑地広場などを活用するなかで緑を創出し、確保していくことが求められています。

また、昔ながらの自然環境を保全するためには、都市部における新たな自然との共生が求められています。

さらに、公園、街路樹などの樹木については、剪定を最小にとどめる事を望む声もあります。

◆施策の目標

自然環境を市民共有の財産と位置づけ、公園、緑地や水辺などの自然環境の保全を目指します。

◆施策の展開

- ・環境基本条例の基本理念にもある、人と自然の共生による、快適で良好な環境の確保を確保するため、環境基本計画に位置づけられた、施策の柱5「自然環境の保全・再生」のうち自然環境に関する事業の進行管理を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
環境基本計画推進事業（再掲）	環境基本計画における「自然環境の保全・再生」の分野の進捗管理をします。また、緑地保護面積などの現状を把握し、保全状況を把握します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
環境基本計画における「自然環境の保全・再生」分野の 5 事業の進捗状況	—	100%	自然環境に関する 5 事業の達成度

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *自然の大切さを理解しましょう。
- *身近な自然環境の保全に協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
緑の基本計画	平成 25 年度～平成 44 年度

施策 33 地球温暖化対策など地球環境を意識した取り組みを進めます（地球環境）

主管課	環境課
関連課	管財課ほか施設所管課

◆現状と課題

地球温暖化対策や温室効果ガスの削減には、全市的な合意と取り組みが必要です。

また、エネルギー使用量や温室効果ガスの発生量を把握、公表し、節電、削減などに取り組んでいます。

◆施策の目標

公共施設の省エネルギー化を図るなど、温室効果ガスの排出削減に向けた活動を進めます。また、市内事業所に対しては、環境マネジメントの導入を推進するとともに、市民一人ひとりの省エネルギーへの取り組みを促進するなど、全市規模で地球温暖化対策の活動の普及啓発に努めます。

◆施策の展開

- ・全市規模で地球温暖化対策の活動の普及啓発に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
地球温暖化対策実行計画推進事業	平成 21 年度に策定したふじみ野市地球温暖化対策実行計画の削減目標を達成するため、実績値の把握及び自主点検、現場点検を行い、職員の意識を高めるとともに、関係各課と連携して省エネ対策を実施します。(計画年度平成 22～24 年度)
地球温暖化対策啓発事業	小中学校の生徒・児童及びその父兄を対象に地球温暖化防止に関し、エコライフディのチェックシートを作成します。また、毎年 6 月の夏至の日付近にキャンドルナイトのイベントを実施し、キャンドルの灯火だけで過ごすなど極力電気等を使わないといった省エネルギー対策への意識高揚事業を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
公共施設から発生する温室効果ガスの削減	24,582 t-CO ₂ (※)	23,353 t-CO ₂	公共施設における、温室効果ガスの 5% 削減
環境教育の推進 小中学生のエコライフディのチェックシートの作成割合	37.7% 6,798 人/18,022 人 (9,011 人×2 回) 79 回/年	50%	環境教育の普及、促進

(※) 震災後の計画停電等の影響により平成 22 年実績値を使用。

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 地球温暖化について正しい知識と理解を深めましょう。
- * 節電、節水などに心がけ、ライフスタイルを見直しましょう。
- * 省エネルギーに協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
地球温暖化対策実行計画	平成 25 年度～平成 29 年度

施策 34 資源循環型社会の構築を一層進めます（循環型社会）

主管課	環境課
関連課	広域ごみ処理施設建設室

◆現状と課題

市民、事業者とも着実にごみの分別徹底の意識は、浸透してきており、今後も、大幅な社会情勢の変化がなければ、ごみのリバウンドは考えられない状況です。しかしながら、燃えるごみには、まだまだ、分別すれば資源としていかせる紙類やプラスチック類などが混入されており、その分別をすることにより、焼却に係る費用の削減が可能のため、継続的な分別の徹底を訴え、最終処分量をできる限り抑えていく必要があります。こうした状況の中、上福岡清掃センター焼却炉は、老朽化しているが、順調な焼却が進められています。

その中の課題としては、大井清掃センター廃止に係る解体、平成 24 年の調査による土壌汚染地域の指定の有無、大井清掃センター跡地の活用、新炉稼働までの上福岡清掃センター焼却炉の安定稼働などが挙げられます。

単独処理浄化槽では、現在は、建築基準法により設置が認められていないことから、設置数が増加する見込みはないが、合併処理浄化槽への移行を促進するためには、補助等などの財政的支援が有効となります。また、ふじみ野市の現在の公共下水道計画は市内全域を処理対象区域として整備を進めましたが、今後、市街化調整区域については合併処理浄化槽処理区域の設定を含む抜本的な見直しが必要で有り、下水道計画の見直しに合わせた検討が必要です。

廃棄物処理施設では、ごみ処理広域化計画に基づき、現有施設の老朽化に対応するため、新たに廃棄物処理施設を早期に整備することが求められます。

[表・グラフ]

- ・リサイクル率の推移、ごみ搬入量の推移

◆施策の目標

ごみの発生抑制や分別収集の普及・啓発、最終処分量の低減などを進め、資源循環型社会の構築を目指します。また、広域ごみ処理施設については、平成 27 年度までに整備を行い、安全で安定的な稼働により資源循環型社会の構築を進めます。

◆施策の展開

- ・レジ袋の自粛や簡易包装の推進など、ごみの発生抑制を推進します。
- ・生ごみ減量化への新たな取り組みなど、ごみの減量化に向けた取り組みを推進します。
- ・資源物の分別強化など、ごみ分別徹底の取り組みを推進します。
- ・レアメタル等、限りある資源の有効利用を進めます。
- ・事業系一般廃棄物については、事業者責任の原則を踏まえ、排出抑制、分別の徹底、リサイクルの推進など推進します。
- ・不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。
- ・し尿処理施設（入間東部地区衛生組合）を適正に管理するとともに、将来的なあり方の検討を行います。
- ・合併処理浄化槽設置の促進に努めます。
- ・広域ごみ処理施設は、活力ある民間整備事業者を選定し計画的に整備・運営を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
ごみ減量化事業	市・市民・事業者の3者が3Rを推進し、「みんなで創るごみの少ないまちふじみ野市」を目指します。
分別推進事業	資源物の分別の徹底、ルールとマナーを守ったごみ出しの推進を行い、ごみの減量化を図ります。
集団資源回収事業	毎日の家庭生活の中で排出される資源物の中で、再利用、再生利用できるものを市民のみなさんが協力して自主的にリサイクル活動を行います。
生ごみ処理容器促進事業	家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図ります。
廃棄物共同処理事業	ふじみ野市及び三芳町における燃えるごみについて、安定的な焼却業務、その後発生する焼却灰等についての適正なリサイクル・埋め立てを行います。
旧大井清掃センター廃止事業	廃止した大井清掃センター焼却施設について、安全面・環境面を配慮し、解体工事を進めます。
入間東部地区衛生組合負担金（し尿処理分）	環境クリーンセンターにおいて、し尿及び尿浄化槽汚泥を衛生的に処理する事業を維持する為に2市1町において分担金を同組合に支出します。
広域ごみ処理施設整備事業	新施設の整備に必要な事務として、施設の整備・運営事業者の選定を行い、建設に係る工事管理監督業務を経て整備します。また、稼働後の管理運転モニタリング業務を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
1 人 1 日当たりのごみ量 【家庭系ごみ】 【事業系ごみ】	668 g 186 g	660 g 166 g	3 R の推進
リサイクル率	31.3%	35.1%	3 R の推進
焼却量 (※)	33,618 t	35,022 t	3 R の推進
最終処分率	4.1%	1.2%	3 R の推進
合併処理浄化槽	2,342 人	2,530 人	合併処理浄化槽の普及。
広域ごみ処理施設等建設 (再掲)	—	建設済	計画的な施設整備及び安定稼働

※焼却量は、三芳町分も含む。

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * ごみの分別を徹底しましょう。
- * ごみそのものの発生を抑制しましょう。
- * 浄化槽の清掃、点検を行いましょ。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
一般廃棄物処理基本計画	平成 24 年度～平成 33 年度
公共下水道計画	昭和 50 年度～平成 55 年度
ふじみ野市・三芳町ごみ処理広域化基本計画	平成 20 年度～平成 34 年度

政策 12 活力があり働きやすいまち（産業）

〔政策に関する現状・課題・方向性〕

産業の育成・労働環境では、企業に対する地域雇用の推進や内職相談、あつ旋などにより、市民の就労促進を図ってきましたが、今後は関係機関と協力し、積極的に取り組むとともに、チャレンジショップなどによる産業活性化やブランド力の向上が求められます。また、市内に多く立地する中小事業所で働く従業員の福利厚生への支援を行ってきましたが、今後も、支援していくことが求められます。

農業では、担い手の高齢化や後継者不足が進行しています。このため、今後は、農産物のブランド化や、消費者ニーズに対応した農産物の提供や生産者と消費者の交流機能などにより、経営の安定化を図るとともに、担い手を育成していくことが必要です。

商工業では、都市拠点の商業集積は充実してきましたが、市内の中小商店数は減少傾向にあります。また、本市の工業は、製造品出荷額など、平成 18 年より減少傾向となっています。今後も、商工会との連携により、商工業の活性化を図ることが求められます。

観光では、市の一大イベントとしての七夕まつりや桜まつりなどの各種イベントは、相乗効果を生み出しながら発展しています。今後は、「ふじみん」による市の PR を進めるとともに、「だれでも、いつでも観光を楽しめる」環境づくりを進めることが求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 市内での起業・創業が増えている
- * 市のイメージ、ブランド力の向上が図られている
- * 働きやすい環境ができている
- * 地産地消を推進し、市民との交流が図れている
- * 遊休農地の利活用が図れている
- * 農地と街並みが調和した住環境がつくられている
- * 市内の商店を利用する人が増えている
- * 商工会と連携しながら、商工業活性化を進めている
- * 観光事業を通じ交流人口が増えている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 35 新たな産業の育成と働きやすい環境を構築します (産業育成・労働環境)	産業振興課	
施策 36 魅力ある農業の推進を図り、地域との共存共栄を進めます (農業)	産業振興課	
施策 37 地域と一体となった商工業の活性化を進めます (商工業)	産業振興課	
施策 38 だれでもいつでも観光を楽しめる環境づくりを進めます (観光)	産業振興課	

施策 35 新たな産業の育成と働きやすい環境を構築します（産業育成・労働環境）

主管課	産業振興課
関連課	

◆現状と課題

平成 23 年度に開設したチャレンジショップ*では、今後の地域商業の活性化に向けた成果として、大きな期待が持たれているため、今後も同様の取り組みが各商店街等で実現できるよう支援します。

地域ブランドの開発では、現在、商店、地元大学、農業者等をメンバーとする商店街活性化対策会議で検討している状況ですが、名所や特産物など本市には特徴的なものが少ない中で、市を広く PR し、ブランド力を向上するためには、B 級グルメに代表される地域ブランドの発掘が求められているため、平成 25 年度の創出に向けて取り組みを進めます。

就労支援では、希望する若者や女性、高齢者、障がい者などに対する就労支援の充実など、雇用環境づくりについて、関係機関と連携して就労機会の拡大を図り、就労の促進に取り組んでいます。また、家庭の外で働くことのできない人たちに対して、情報提供や内職相談、内職のあっせん等を実施しました。

中小企業従業員に対して健康診断の補助や退職共済会掛金の補助を実施していますが、中小企業者の福利厚生については、現在の経済情勢から十分に活用されていない面も見受けられるため、利用拡大に向けてさらなる周知を図ります。また、勤労者の持ち家取得を支援するための制度である勤労者住宅資金あっせん規則に基づく資金の貸し付けは金融機関が低金利で融資を行っているため、新規の制度利用者がいない状況にあるので、さらなる周知に努める必要があります。

[表・グラフ]・ふじみ野市内純生産の推移、事業所数と従業者数の推移

◆施策の目標

商工会と連携して、人材育成に努め、市内での企業・創業を支援します。

地域資源の活用による地域ブランドの確立に向けた活動を支援します。

また、高齢者や障がい者、若年者、女性をはじめ、あらゆる人たちの就労支援を行います。

◆施策の展開

- ・新しい産業の育成・支援に努めます。
- ・商工会と連携して、人材育成に努め、市内での起業・創業を支援します。
- ・市のブランド品の創出と市のイメージアップに努めます。
- ・職業能力の開発や向上を図り、就労に対する支援を行います。
- ・健全な労働条件の構築を進めます。
- ・労働者の福利厚生を充実させます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
労働推進事務	就業のための情報提供や労働関係機関と連携し、広域的な労働行政の展開を行うことにより、就労支援の充実を図ります。
内職相談事業	毎週3回（火・水・金）内職相談室を設置して、専門の相談員を配置して、市民から内職等の相談に対応します。
勤労者住宅資金利子補給金	勤労者住宅資金あっ旋制度の取り扱いを行っている金融機関へ住宅資金利子を補給します。
中小企業退職金共済掛金補助金	中小企業者の退職金共済制度への加入促進を図るため、補助金を交付します。
勤労者福祉共済会補助金	中小企業で働く人の福利の向上の図るために設立された勤労者福祉共済に対し補助金を交付します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
市のブランド品	0	2	ブランド品の創出
内職あっ旋件数	153	205	内職相談事業の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 空き店舗等を活用し店舗開設のノウハウを学びましょう。
- * 職業能力の向上に努めましょう。

施策 36 魅力ある農業の推進を図り、地域との共存共栄を進めます（農業）

主管課	産業振興課
関連課	

◆現状と課題

水田地域では、揚水機場等の修繕に対し補助金を交付し、農業用水の安定供給を図っています。

畑作地域では、土壌消毒や農業用廃プラスチックに要する費用の一部を補助し、農業経営の安定を図り、減化学肥料栽培に対し補助金を交付し、安全な野菜生産を推進しました。

農産物の直売や産業まつりを通じて地産地消を推進し、市民との交流を図りました。また、農産物の直売については、今後、市役所玄関脇の直売回数を増やすか、総合支所での直売も実施する必要があります。

市民農園を3カ所開設しましたが、今後も適地を探し農地提供農家と協議し増設していく必要があります。ただし、需要と供給のバランスがとれる農地を探し、供給過多にならないようにすることが課題です。

農業従事者の高齢化が進み、不耕作地の増加が懸念されることから、今後さらに農地の流動化を推進し、担い手農家へ農地の利用集積を図ります。また、現在の遊休農地面積を減らし、拡大させないように傾注していくことが必要です。

農地転用の許可に対する審査を行うとともに、農地パトロールを実施し、農地の適正管理に努めています。また、農業振興地域整備計画に即し、秩序ある土地利用に努めています。

[表・グラフ]・農作物直売回数の推移

◆施策の目標

優良農地の保全や基盤施設の適切な維持・管理に努め、農業経営の効率化・安定化を図るとともに担い手の育成に努めます。

農産物の直売など地産地消を推進するとともに、農地の多面的な役割を維持するため、休耕地対策を推進します。

◆施策の展開

- ・生産緑地制度の活用などにより、優良農地の保全に努めます。
- ・効率的な農業経営を支援します。
- ・地域との交流と流通の多様化を推進します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
農業基盤整備事業	農業用水路の適正な維持管理の推進のため、揚水機場の改修費に対し補助する（事業費の3分の2以内、100万円を上限）
土壌消毒剤購入費補助事業	農作物の品質向上と収穫の増大を図るため、薬剤購入に対し補助する（10a当たり30万円以内で購入費の3分の1以内）
農業近代化資金利子補助	農業者が農業経営の効率化を図るため、金融機関からの資金借入金に対し、利子の一部を補助する。
市民農園管理事業	市民に気軽に農作物を作れる場所を提供し、収穫する喜びと農業に対する理解を深め、遊休農地の解消を推進する。
農業用廃プラスチック処理	J Aを通じて農業用廃プラスチックの適切な処理をした農業者に対して補助する（処理費用の3分の1以内）
農作物直売事業	毎月第3火曜日を基本に、採れたて野菜・ポット花・狭山茶の販売を行い、地産地消の推進を図る。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成23年度)	目標値 (平成29年度)	目標設定の考え方
市民農園開園数	2か所	4か所	農業に対する理解と実践
農作物直売回数	12回	16回	地産地消の推進
遊休農地面積	9,282 m ²	4,641 m ²	遊休農地対策

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 地元で生産されたものを消費しましょう。
- * 市民農園を積極的に利用しましょう。

施策37 地域と一体となった商工業の活性化を進めます（商工業）

主管課	産業振興課
関連課	

◆現状と課題

商店街活性化対策として、街路灯の電気料補助や活動推進事業補助、環境施設整備補助などを行うとともに、商工振興事業として、商工会に対する補助や商工振興事業費補助を毎年実施しています。しかし、地域商業の活性化には、行政からの補助も有効であるが、各個店それぞれが市民ニーズに対応した商店づくりを進めるなどの活性化に取り組むとともに、後継者対策や環境整備等様々な方策が必要となってきます。商工会とも連携しながら各種施策を効率よく進めていく必要があります。

地域商業の活性化対策として、商店街活性化対策会議を立ち上げ、平成23年度にはチャレンジショップを開設しました。地域商業の活性化に向けた成果として、大きな期待が持たれているため、今後とも増設をしていく必要があります。

中小企業支援事業として、小口融資や中口融資等の融資のあっせんや埼玉県不況対策融資における利子補給を行うことで、経営安定に向けた支援を行うことができました。また、中小企業に対する融資事業については、毎年融資額が上昇しているように非常に厳しい経営状況となっているため、市全体の活性化が望まれています。

地域との交流促進事業として、産業まつりを開催し地域商業・農業・工業に対する市民の理解を深め、地元産業の育成に努めるとともに、市民のふれあいの場としての効果も得ることができました。

[表・グラフ]

- ・産業まつり来場者数の推移
- ・商工会会員数の推移

◆施策の目標

商業については、中心市街地活性化に向けて、商工会や商店会等との連携による地域が一体となった取り組みを支援します。また、地域商業の活性化を図るため、チャレンジショップなどの空き店舗対策を推進します。

工業については、新規産業の発展を促し、ものづくりの活性化を進めます。また、既存事業者に対しては、経営の安定化に向けた支援を行います。

◆施策の展開

- ・活力ある商店街の環境整備を進めます。
- ・地域内消費の促進を図ります。
- ・空き店舗対策を推進します。
- ・起業支援に取り組みます。
- ・地域産業に対する市民の理解を深めます。
- ・企業誘致などにより新規産業の発展を促し、ものづくりの活性化を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
商店街活性化事業	市内商店街の振興・活性化を図るため、街路灯の電気料や施設の設置、また共同事業に要する費用等について補助を行います。
商工振興事業	商工業振興施策として商工業団体に対して補助を行います。また、空き店舗対策としてチャレンジショップ事業の補助を行います。
商工会補助金	ふじみ野市商工会に対する補助金を出しています。
中小企業融資事業	中小企業者の経営の維持安定を目的に、小口・中口融資の斡旋また不況対策関連に対する利子の補給を行います。
産業まつり事業	地域産業に対する意識高揚及び地元産業の振興を図る産業まつり事業に対する補助を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
チャレンジショップ店舗数	2 店舗	4 店舗	空き店舗対策の推進
産業まつり来場者	57,000 人	60,000 人	市内産業の活性化と地域振興の推進
商工会員数	1,618	1,800	商工会の充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 地域の商店街を利用しましょう。
- * 市内の産業に対する意識を高めましょう。

施策 38 だれでも、いつでも観光を楽しめる環境づくりを進めます（観光）

主管課	産業振興課
関連課	

◆現状と課題

七夕まつりは、歴史、規模、市民参加の状況等十分に観光事業としての成果を残してきました。今後も引き続き事業を進めさらなる観光客の誘致を図ります。また、七夕まつりの実施にあたっては、商店街を中心に実行委員会で自主的に運営し、市民の参加するイベントも数多く用意され市民主体のイベントとしての地位を確立してきました。

桜まつりは、歴史は浅いものの福岡中央公園の増設と相まって、今後さらに多くの集客を見込むことができるため、引き続き周知活動を進めます。

市のPR大使である「ふじみん」は、着ぐるみの各種イベントでの活用やデザインの刊行物への使用により広くふじみ野市をPRしています。今後は、啓発グッズの作成及び販売等によりさらなる周知活動が必要となります。

新たな観光スポットの整備については、自然環境や特産物等に特徴がない本市にとって、現状では進んでいない状況ですが、産業振興課だけの取り組みではなく、市、市民、企業等が協働で取り組んでいく必要があります。

市民農園の整備は、体験型の観光づくりの一助ともなっています。今後も開設場所の増加を目指します。

[表・グラフ]・七夕まつり来場者数の推移

◆施策の目標

七夕まつりや桜まつりなどのイベントの充実を図るとともに、様々な媒体を利用して観光情報を発信します。また、市のPR大使である「ふじみん」を活用して、市の魅力を内外に広く伝えていきます。

観光スポットの整備や情報提供を進め、だれでも、いつでも観光を楽しめる環境を構築します。また、市民農園の整備により、体験型観光の普及を進めます。

◆施策の展開

- ・七夕まつりや桜まつりなどのイベントを充実します。
- ・さまざまな媒体を活用して観光情報を提供していきます。
- ・市民農園の整備をはじめとする体験型の観光について研究します。
- ・「ふじみん」によるPR活動を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
観光協会事業補助金	観光推進のためにふじみ野市観光協会へ補助金を交付します。 <ul style="list-style-type: none"> ・桜まつり（3月下旬～4月上旬）・上福岡七夕まつり（8月上旬の土・日曜日）・写真コンテスト（6月～10月）・観光カレンダー製作（11月）・マスコットキャラクターふじみん啓発関係
観光推進事業	観光事業及び産業経済の振興並びに郷土文化の向上を図るとともに、観光資源等を活用し市内外にふじみ野市をPRします。 <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県物産観光協会 ・ロケーションサービス ・自転車活用による地域づくり協働事業 ・観光協会事務（七夕まつり実行委員会事務局含む）

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
七夕まつり来場者数	161,000 人	170,000 人	イベントの充実
桜まつり来場者数	東日本大震災及び東京電力の計画停電の措置に伴い、開催中止(22年度は、7,800人)	9,000 人	イベントの充実

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *ふじみ野市の魅力を認識し、市内外に広めましょう。
- *まつりに積極的に参加しましょう。

大綱Ⅵ 個性が輝く融和したまちづくり

〔目標〕

都市と自然がバランスよく共存し、美しい景観を有する個性あるまちづくりを推進するとともに、だれもが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリーに配慮しながら都市基盤や生活基盤を整備します。

また、効率的な土地利用を行うことにより、新市として一体的で個性あるまちづくりを推進します。

〔大綱を構成する政策〕

政策名	主管部	関連部
政策 13 魅力と暮らしやすさがあふれるまち（都市空間）	都市政策部	
政策 14 誰もが快適で住み続けたくなるまち（生活基盤）	都市政策部	

政策 13 魅力と暮らしやすさがあふれるまち（都市空間）

〔政策に関する現状・課題・方向性〕

土地利用では、本市は、「都市計画マスタープラン」に基づき、無秩序な開発を防ぎ、都市と自然のバランスがとれた適切な土地利用に努めてきました。また、地区計画の活用により、良好な街並みや景観形成を図ってきました。今後も、自然環境を生かしながら、市街地や農地と共生するまちづくりを基本に、バランスのとれた土地利用を推進するとともに、美しい街並みや良好な景観形成に努めることが求められます。

都市拠点整備では、ふじみ野駅や上福岡駅周辺で、本市の都市拠点としてふさわしい街並みを形成しています。今後も、これらの地区に商業・サービス機能の集積を図り、多くの人たちでにぎわう活気のある拠点づくりが求められます。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 自然とのバランスが取れた土地利用ができています
- * 市民が愛着を持てる街並みになっている
- * 市民の利便性が向上している

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 39 景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます（土地利用）	都市計画課	建築課 道路課
施策 40 魅力にあふれた都市空間の形成を図ります（都市整備）	都市計画課	

施策 39 景観に配慮し地域特性を活かした土地利用を進めます（土地利用）

主管課	都市計画課
関連課	建築課、道路課

◆現状と課題

都市計画マスタープランに基づき、土地区画整理施行地区や上野台団地・霞ヶ丘団地の建替え地区では、地区計画や準防火地域の指定を行い計画的な土地利用を推進していますが、その他の地域では、それぞれの地域特性を十分把握したうえで、地域ごとの課題を明確にして、個別計画を早期に策定していく必要があります。また、市域全体の計画的な土地利用を更に推進するため、用途地域の一部見直しも必要となっています。

景観では、地区計画の活用により、良好な街並みや景観形成が、おおむね図られています。また、屋外広告物許可申請の受付診査を実施し、適正な屋外広告物掲示に寄与しています。なお、屋外広告物に対する事業者向け啓発は、おおむねできていますが、今後は詳細な啓発活動が必要です。その中で、屋外広告物の安全管理が新たな課題となっています。

[表・グラフ]

・写真

◆施策の目標

都市計画マスタープランに基づき、関係権利者の意向を確認しながら、各地域が持つ特性を活かした適切な土地利用を誘導します。

また、市街地の面整備が進む地区に対して、地区計画などを活用したまちづくりを進めるとともに、環境にも配慮した美しい街並みの形成に努めます。

さらに、屋外広告物の適正化を図り、景観に配慮したまちづくりを推進します。

◆施策の展開

- ・自然環境を活かしながら、市街地や農地と共生するまちづくりを基本に、バランスのとれた土地利用を推進します。
- ・各地域が持つ特性を活かした適切な土地利用を進めます。
- ・新しい時代に適応した土地利用を推進します。
- ・自然環境にも配慮した美しい街並みの形成に努めます。
- ・屋外広告物の適正化と安全管理について、事業者への啓発に努めます。また、引き続き違反屋外広告の撤去を行います。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
都市計画事務	都市計画マスタープランを実践するための進行管理を行います。
地区計画事業	地区計画の策定・管理・指導を行います。
屋外広告物許可事務	屋外広告物を掲出する際の許可事務を行います。
違反簡易屋外広告物撤去事業	路上に放置された捨て看板の撤去作業を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
地区計画箇所数	15 地区	17 地区	地域の特性を活かしたまちづくり

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

*地域の良い景観づくりに協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成 22 年度～平成 41 年度

施策 40 魅力にあふれた都市空間の形成を図ります（都市整備）

主管課	都市計画課
関連課	

◆現状と課題

東口駅前広場では、平成 23 年度までに 70%の用地確保が完了し、仮の整備によって歩行者の安全確保を図っています。また、平成 24 年度に暫定整備工事を予定しています。

駒林土地区画整理事業では、平成 23 年 5 月に換地処分を完了し、土地区画整理事業も完結に向かっています。

東口駅前広場整備は、南側部分の用地買収、建物及びテナント店舗に対する補償を行い、全体の駅前広場用地としての 2,000 m²を確保して、全体整備を行う必要がありますが、関係者が多数のため、交渉には時間を要することが課題となっています。

上福岡駅東口では、上野台団地（UR）の建て替えにより、福岡中央公園の拡張と建物の高層化が図られ、ゆとりある居住空間が誕生しました。

大井・苗間第一土地区画整理事業完了地区では、ショッピングモールと公園がリニューアルされ、かつての賑わいのある商業施設を中心とした居住空間が誕生しました。

東武東上線東側の苗間地区では、土地区画整理の未整備状態を解消するため、当地域の「まちづくりプラン」を策定し、整備手法を変更することが必要です。

[表・グラフ]

・写真

◆施策の目標

都市拠点の整備・充実を図るために、上福岡駅東口周辺の整備に向け、関係者と協議・交渉を進めるとともに、快適な住環境の整備を図ります。

◆施策の展開

- ・上福岡駅周辺の利便性を向上します。
- ・快適な住環境の整備に努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
まちづくり推進事業	①上福岡駅東口の駅前広場の暫定整備を行い、継続して駅前広場用地の確保に努めます。 ②まちづくりプランの策定により、未整備となっている東武東上線東側の苗間地区の、整備手法を検討します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
上福岡駅東口の駅前広場 用地確保	1,400 m ²	2,000 m ²	上福岡駅東口の駅前 広場の整備

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

*都市整備の理解と協力をしましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成 22 年度～平成 41 年度

政策 14 誰もが快適で住み続けたいくなるまち（生活基盤）

〔政策に関する現状・課題・方向性〕

公園・緑地では、地域住民のニーズに対応した公園の整備や緑地の整備を進めています。今後も、公園や緑地の維持・管理を進めるとともに、市民に愛される公園や緑地づくりに取り組む必要があります。

住環境では、快適で魅力ある居住空間づくりのために、市民及び開発業者・設計者などに対する啓発活動や指導を進めるとともに、市街地における生活道路の改良に努めています。今後は、住宅の耐震化などを進め、安全で快適な住環境の確保が求められます。

道路では、都市計画マスタープランに基づき、整備・改良を進めています。また、広域幹線道路については、国や県に積極的に働きかけるとともに、未整備の街路については、計画的な整備を進めています。今後も計画的に進めるとともに、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者に配慮した人にやさしい道路空間づくりを進めます。

公共交通では、民間事業者によるバス路線に加え、循環バスの運行により、市民生活の利便性は向上しました。今後は、公共交通の目的を明確にするとともに、オンデマンド交通方式などを検討する必要があります。

水道では、施設の適正な維持・管理、更新を行うことにより、効率的で安全な水道水の供給に努めています。今後も、水道水の安定供給を行うとともに、安全性や効率性の観点から、石綿管の更新、災害時に備えた整備などを計画的に実施することが求められています。

下水道では、快適な生活の実現と浸水被害の防止のために、公共下水道の整備を進めるとともに、地域特性に合った生活排水施設の整備を進めています。今後も計画的な整備と既存施設の適切な維持・管理が求められています。

〔目指すべきまちの姿〕

- * 多くの人が憩や交流の場として公園・緑地を利用している
- * 良好な住環境で生活している
- * 人や車などが、安全で円滑に行き交う道路となっている
- * 利便性が高い公共交通を利用している
- * 安全な水が安定的に供給されている

〔政策を構成する施策〕

施策名	主管課	関連課
施策 41 市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます (公園・緑地)	都市計画課	
施策 42 安全で快適な住環境の整備を進めます (住環境)	建築課	都市計画課 道路課
施策 43 安全に機能する道路交通体系の充実を図ります (道路)	道路課	都市計画課
施策 44 市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります (公共交通機関)	道路課	改革推進室 都市計画課
施策 45 安全な水道水を供給します (水道)	水道課	危機管理防災課
施策 46 快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や 浸水対策を進めます (下水・浸水)	下水道課	道路課

施策 41 市民と地域に愛される公園・緑地づくりを進めます（公園・緑地）

主管課	都市計画課
関連課	

◆現状と課題

公園・緑地の整備は、規模や機能及び地域の状況を考慮し、地域ごとにバランスのとれた配置をすることが必要です。

緑の基本計画を策定し、公園・緑地等の計画的な整備や保全を行います。

また、緑地の借地率は70%と高く、将来にわたり保全することが課題であるとともに、公園の遊具や施設の安全確保のため、維持管理することが課題になっています。

さらに、地元の公園として愛されるためには、公園・緑地愛護会活動を広めることが重要になっています。

[表・グラフ]

- ・公園・緑地愛護会数の推移

◆施策の目標

市民が親しみを持てるような良好な環境を形成するため、公園・緑地の維持管理を実施します。

また、緑の基本計画に基づき、公園の配置・整備を計画的に進めます。

さらに、緑地は、土地開発により減少することが想定されるので、現状を維持します。

◆施策の展開

- ・緑の基本計画に基づき、計画的に公園を整備するとともに、緑地の整備を推進します。
- ・安全で快適な公園・緑地を維持します。
- ・地域住民による身近な公園・緑地の管理を進めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
公園新設事業	市内の公園配置状況を考慮し、公園を新設します。
公園・緑地管理事業	公園・緑地の施設や遊具等の設置、修繕を行い安全確保を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
公園・緑地箇所数	146 箇所	155 箇所	ゆとり空間の拡大
公園・緑地愛護会数	47 団体	52 団体	公園の地域浸透化

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *身近な公園・緑地の管理に協力しましょう。
- *公園で遊ぶ子どもたちを見守りましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成 22 年度～平成 41 年度
緑の基本計画	平成 25 年度～平成 44 年度



施策 42 安全で快適な住環境の整備を進めます（住環境）

主管課	建築課
関連課	都市計画課、道路課

◆現状と課題

開発事業に際しては、開発事業者に対し関係法令に基づき適切な指導を行い、安全で快適な住環境の確保に努めます。

既存住宅耐震診断・改修補助金交付制度を平成22年度から施行し、今年度に入りようやく利用件数が伸びてきましたが、まだ、市民の住宅耐震改修への意識は高くないのが現状です。

生活道路では、パトロールの情報及び市民等からの要望により、道路の維持・修繕をしています。

また、整備を行う道路沿線地権者のご理解・ご協力により拡幅用地を取得し、改良整備を実施しています。

一方、消防・救急活動のほか緊急時の避難・救助活動に支障をきたす恐れがある市道の箇所を洗い直し、計画的な拡幅整備についての検討が必要です。

住宅に困窮する低所得の高齢・障害・母子世帯等のため、市営住宅と特定目的借上公共賃貸住宅を139戸管理しています。

[表・グラフ]

- ・長期優良住宅認定件数の推移

◆施策の目標

既存住宅の耐震化を促進するとともに、安全で快適な住環境をつくります。

◆施策の展開

- ・引き続き、既存住宅耐震診断・改修補助金交付制度を市民にPRします。
- ・「中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例」を市民・事業者へ周知し、それを運用します。
- ・安全な道路づくりに努めます。
- ・愛着が持てる道路づくりに努めます。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
開発許可事務	開発行為にあたり、事前協議・指導を行い許可をします。
既存住宅耐震診断・改修補助金交付事務	住宅の耐震診断・改修をする市民に補助金を交付します。
建築紛争防止及び調整事務	条例により中高層建築物の建築による近隣紛争の防止・調整をします。
道路橋りょう新設改良事業	道路整備計画を作成し、計画的に道路改良工事等を行います。
道路緑地帯管理事業	道路の景観を維持するとともに、西口駅前的美観を維持し、快適な道路環境を保全します。
長期優良住宅認定事務	長期優良住宅の認定を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
耐震改修補助件数	1 件	7 件 (27 年度)	耐震化の推進
長期優良住宅認定件数	95 件	110 件	優良住宅の認定

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- *住宅の耐震改修をしましょう。
- *自宅前の道路の掃き掃除をしましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
建築物耐震改修促進計画	平成 22 年度～27 年度

施策 43 安全に機能する道路交通体系の充実に図ります（道路）

主管課	道路課
関連課	都市計画課

◆現状と課題

国道 254 号歩道拡幅事業及び亀久保交差点改良事業については、事業主体である埼玉県と協議・調整を行うとともに、権利者には事業に対するご理解をいただきながら事業を進めています。

道路橋りょう新設改良事業は、地域要望や安全安心な道路整備に心がけ、工事を実施しています。しかしながら、地権者との用地交渉による進捗の遅れから整備が思うように進んでいません。そこで、地域要望が多い割に地権者との交渉が難航することが予想されますが、誠意をもって対応し、年度毎の予算により道路整備をしていく必要があります。

都市計画道路の未整備部分は、道路交通体系の充実にとって大変重要な課題です。都市計画道路の整備には多額の費用と長期にわたる整備期間が必要なため、長期間未整備となっている部分があります。また、道路の耐震化については、橋りょうの点検を行い危険箇所の把握を行います。

[表・グラフ]

・写真

◆施策の目標

広域幹線道路の整備・改良について、国や県に積極的に働きかけるとともに、未整備の街路については、道路の位置づけを明確にし、計画的な整備を進めます。

また、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者に配慮し、歩道の整備、危険箇所の解消を図るなど、人にやさしく災害に強い道路空間づくりを進めます。

◆施策の展開

- ・広域幹線道路の整備・改良を国や県に積極的に働きかけます。
- ・市内幹線道路などを計画的に整備します。
- ・渋滞箇所における交差点改良や道路・橋梁の整備を進めます。
- ・橋梁点検を実施します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
まちづくり推進事業	都市計画道路の整備をします。
道路橋りょう新設改良事業	道路整備計画を作成し、計画的に道路改良工事等を行います。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
都市計画道路整備率	54.7%	55.1%	市内幹線道路の整備

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

*道路環境の保全に協力しましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
都市計画マスタープラン	平成 22 年度～平成 41 年度

施策 44 市民生活の利便性を高める公共交通の充実を図ります（公共交通機関）

主管課	道路課
関連課	改革推進室、都市計画課

◆現状と課題

現在運行している市内循環バスは老朽化してきており、買い換えやリースを検討しなければならない状況です。また、「運行本数が少なくて利用できない。」との意見も多く寄せられています。しかし、運行本数を増やすためには多額の経費を要することが課題です。

[表・グラフ]

- ・市内循環バスの乗客数の推移

◆施策の目標

市民の交通移動手段の利便性を図るとともに、高齢者や障がい者に対し、特別乗車証を発行することで経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

◆施策の展開

- ・東武東上線の輸送力の増強を図るために、県などと連携し、事業者に対し働きかけていきます。
- ・上福岡駅のバリアフリー化など、駅施設の改善を促進します。
- ・市内循環バスは、現在運行しているバスの老朽化に伴い、民間路線の系統を踏まえてルートの見直しなどを検討するとともに、福祉目的で運行している部分はオンデマンド交通方式や福祉タクシーで行います。
- ・交通移動手段の利便性を図る目的での運行は、従来の市内循環バスのルートや運行本数の見直しで対応するなど、現状の事業目的を整理し、市民のニーズを的確に把握した上で、運行目的によって運行方式や受益者負担を変えて、事業全体の効率化が図れるように併せて検討します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
市内循環バス運営事業	市内循環バスを運行します。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
市内循環バスの乗客数	40,808 人	45,000 人	利便性を図り、乗客数増
市内循環バスの収入／経費	0.04	0.07	収支の改善

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

* 公共交通機関を利用しましょう。

施策 45 安全な水道水を供給します（水道）

主管課	水道課
関連課	危機管理防災課

◆現状と課題

水道管路の総延長に対する石綿セメント管の残存率は、平成 20 年度の 8 %から平成 23 年度には 5.6%となり、2.4 ポイントの改善を図っております。

また、浄水場関係では、ふじみ野市水道事業基本計画に基づき実施していますが、大井浄水場の第 2 配水池耐震補強工事が数年遅れている状況です。

さらに、水道料金の見直しについては、平成 23 年度に県水の受水費の改定に併せて行う予定でしたが、県水の受水費が当面、平成 23 年度から 3 年間凍結することとなったため、改定は見送りになりました。

近い将来、発生が想定される震災等の非常時においても、被害を抑制し、断減水の影響を極力小さくするとともに、一定の給水を確保するため、水道施設の耐震化は急務の課題と考えています。

[表・グラフ]

- ・上水道の状況の推移

◆施策の目標

浄水施設や水道管路等の水道施設の維持・管理を適正に行うとともに、災害時にも機能が保持できるよう施設の耐震化への転換を図り、市民に安全で安定した水道水を継続的に供給できることを目指します。また、経営環境の改善を図るため、水道料金の見直しを目指します。

◆施策の展開

- ・効率的で安全な水道水の供給に努めます。
- ・災害時における市民の飲み水を確保する飲料水兼用耐震貯水槽の適切な維持・管理を行います。
- ・健全な上水道事業の運営を目指します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
水道基幹施設の耐震化事業	浄水場・井戸の耐震化を図ります。
老朽管の更新事業	老朽化した石綿セメント管等の更新工事を実施します。
効率的な事業運営	水道料金体系の見直しを行い、健全で効率的な事業運営を図ります。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
石綿セメント管残存率	5.6%	2.8%	石綿セメント管の更新

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

*水を大切にしましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
水道事業基本計画	平成 20 年度～平成 39 年度
水道ビジョン	平成 20 年度～平成 29 年度

施策46 快適で衛生的な生活環境のため公共下水道の整備や浸水対策を進めます(下水・浸水)

主管課	下水道課
関連課	道路課

◆現状と課題

認可区域における公共下水道（汚水）を計画的に実施し供用開始をすることができています。また、公共下水道（雨水）に関しても計画通りに進捗しています。

維持管理においては、ポンプ施設の点検整備・不明水対策・福岡江川幹線・砂川堀の維持管理等は計画的に実施しました。また、老朽化した施設の更新を合わせて進めていますが、下水道管の寿命が50年とされていることを踏まえ、下水道施設の長寿命化計画の策定が必要となっています。

生活排水については住民意向調査を行ったことから、今後はその結果を踏まえて方針を策定していきます。

浸水対策として既設の浸透施設（41箇所）の維持管理と新たな浸透施設、遊水池等を計画的に整備して行きます。また、既設の浸透施設（41箇所）のうち地下式の大きな浸透施設が3箇所あり、堆積物の処理費が高額になっています。

公共下水道（雨水）の幹線整備が進まなければ浸水被害が解消されないため、暫定整備（浸透施設、遊水地等の整備）の対策がこれからも必要となっています。

[表・グラフ]・下水道普及率の推移

◆施策の目標

認可区域における公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、浸水被害を解消するため公共下水道（雨水）の整備を計画的に進めるとともに、災害時にも機能が保持できるよう施設の耐震化を図ります。また、施設の更新を含めた計画的な維持管理を進めます。

都市型水害を防止するための貯留・浸透施設は、既存施設の維持管理と新設を進めます。また、開発時における貯留施設や地下浸透施設の設置・維持管理に対する指導を行います。

◆施策の展開

- ・市街化区域における公共下水道（汚水）の整備を推進し、市街化調整区域については整備計画を見直します。
- ・公共下水道未整備地区については、地域特性に合った生活排水処理のあり方を検討します。
- ・下水道施設の耐震化計画・長寿命化計画を策定します。
- ・都市型浸水被害を防止します。

◆主な事務事業

事務事業名	事業の概要
下水道施設整備	公共下水道認可区域内の汚水・雨水の施設整備をします。
下水道施設管理	公共下水道認可区域内に整備された汚水・雨水施設の維持・管理をします。
雨水関連	都市型浸水被害の対策としての雨水・雑排水の処理をします。

◆主な目標

指標名	基準値 (平成 23 年度)	目標値 (平成 29 年度)	目標設定の考え方
公共下水道普及率	92.8%	93.4%	公共下水道の普及
貯留浸透施設	41 箇所	46 箇所	浸水対策

◆市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）

- * 公共下水道に、早期に接続しましょう。
- * 雨水をできるだけ宅地外へ流出させないようにしましょう。

◆関連計画

関連計画名	計画期間
公共下水道計画	昭和 50 年度～平成 55 年度